摂津市議会

文教常任委員会記録

平成18年10月23日

議会事務局

目 次

文教常任委員会

10月23日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	·· 1
開会の宣告	-2
委員会記録署名委員の指名	-2
認定第1号所管分の審査	-2
質疑(山本善信委員、石橋委員、藤浦委員、川口委員)	
採決	5C
閉会の宣告	50

文教常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年10月23日(月)午前10時1分 開会 午後 3時2分 閉会

- 1. 場所 大会議室
- 1. 出席委員

委員長 鳴野浩一朗 副委員長 川口純子 委員 森西 正 委員藤浦雅彦 委員石橋徳治 委員山本善信

- 1. 欠席委員 なし
- 1. 説明のため出席した者

市 長 森山一正 教育総務部長 羽原 修 同部理事 福元 実 人権教育室長 平松直樹 教育研究所長 山本 泉 市民図書館長 高山真弓 同館参事 高田繁夫

教育長 和島 剛 同部次長兼総務課長 馬場 博 同部参事兼学校教育課長 大路 守 総務課参事 岩見賢一郎 学務課長 田橋正一 同課参事 北野人士 学校教育課参事 前馬晋策 同課指導主事 筒井 豊 同課指導主事 宮地 仁 生涯学習部長 奥田秋広 同部次長兼生涯学習スポーツ課長 中岡日生 同課参事 田川昭義 青少年課長 池上 彰 同課参事 小林寿弘

1. 出席した議会事務局職員 事務局長 岸本文夫 同局書記 中井真穂

1. 審查案件

認定第1号 平成17年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分

(午前10時1分 開会)

○嶋野委員長 ただいまから文教常任委 員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、川口委員を指名します。

先日に引き続き、認定第1号所管分の 審査を行います。質疑ある方は挙手いた だきます。

山本善信委員。

○山本善信委員 おはようございます。 それでは、先日に引き続いて質疑を続けたいと思います。

まず第1に、昨年の12月に小学校の 適正配置に基づく統廃合ということで、 一定の結論が出て、準備を進めておられ るということでございます。この際、改 めてこの6月の補正で特に味舌小学校の をます。な変更を生じて 味舌東小学校の統合での施設の整備に しての予算措置等に大きな変更を生じて 倍額に近いような感じの補正をされたた とでございまして、そういろとさ とも含めて、去年12月に結論いされた ととに関して、それまでにいろいると 議をされ、またその後もその論議い 会に 会に 会に とされ、またその後もその論議に でいるわけでございますけれども 会に と思うんです。

まず、予算的な数字の面から言いまして、学校の運営経費そのものが1校当たり4,000万円とか5,000万円とかいう話がございます。こういったことについての話とか、あるいはまた施設ものものについての、先ほどちょっと申しました味舌東小学校、味舌小学校のこのり月補正の中での話として、大きな形ですけれども、そういったとがありますので、これから柳田小学校なりの施設整備に関しての準備がなされるわけでございますけれども、そういうことについての見通しが、去年度い

ろいろと計画を立てられ説明会を開かれたものと、どんなに変わっているのか、変わっていないのか、その数字を出されたことについての根拠をこの際、具体的に示していただきたいと思います。

それから、統廃合についての意義ということから考えて、教育的な観点からということが教育委員会の立場だと思います。小規模校については、いろいろと問題点が多いと。むしろ問題点が多いから統合するんだと結論から言いますとそういう話だったと思いますけれども、その教育的な観点から改めて統廃合することによって、どういういい点が出てくるのか。それが子どもたちの教育にとってどれだけ大事なのかということについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、先日来からの質問でも明ら かになりましたけれども、どんどん準備 のための交流が進んでいるという話であ りますけれども、柳田小学校の場合に、 これが校長が統廃合の結論が出ると同時 にいいと思いますが、この末に校長さん が、味生小学校でしたかに変わられたと いうことですね。これは、非常に私はそ の交流とかなんとかいうことと同時に、 こういった人事の面についても、十分に 配慮して、特に前の柳田小学校の校長先 生、ちょっと名前出して言うのはどうか と思いますけれども、あえて申しますと 小椋先生、この方が三宅小学校の校長を しておられて、柳田小学校ということで 両方の学校の事情、あるいはいわゆる保 護者の事情、地域の事情なり、一番よく わかってやっていることと同時に、子ど もたちにとっても特に三宅小学校からこ ちらへ、柳田小学校の方へ来る場合に、 校長先生がそういう知った校長先生であ るということです。

こういったことが、漠然としたもので、 どうやというのははっきり具体的には申 せませんけれども、安心感が残るという 状況の中であるのに、なぜこういうふう に変えられるような話になっているのか ということが、ちょっと実は心配なんで す。校長の人事云々の話をいろいろ云々 することは事情があったり、あるいはま たそういった理由があろうかと思います けれども、そういった統合について、やっ ぱり子どもたちに安心を与えて、ちゃん と統合がスムーズに行くような形という ことを考えたときに、今私が申し上げた ようなことが、校長が変わるという話は、 これは余りベターな話じゃないのじゃな いかというふうに思いますので、教育委 員会としてこの辺のところについて、ど んな見解をお持ちかということをお尋ね しておきたいと思います。

それから、統廃合の問題はそれぐらいで、まず答弁お聞きしてからまた必要があれば、また再質問したいと思いますが、次、2番目に奨学金の貸付について、不用額がかなり多く出ているということですね。直接関係はないんですけれども、いわゆる就園奨励費については、どんどんあえていっているという状況の中でもあるというな形で奨学金の必要な子どもたちがふえているように、私は逆に思うのに、この額がかなり不用額が出ているということについて、これは当たり前の話なのかどうなのかということ、この連由をお尋ねしたいと思います。

それから、3番目に学童保育について お尋ねしたいと思います。現実の問題と して、学童保育の子どもたちの数が毎年 どんどんふえていっているということ。 昨年特に柳田小学校なんかの例を申しま すと、いわゆる学童の施設を改めて増築 する。しかし増築するのについて、それよりもむしろ全部やりかえた方がいいということで、新たな予算でやってしまったという話があるんですけれども、そういったことでだんだん膨らんできているということについて、これは全市的に言えることだと思うんですが、これがどんなふうな形で、これから対処していくのかということを含めて、特に平成17年度の現実を見た上で、これからどういうとです。

ちょっといろいろ難しいかと思います けれども、例えば通学距離の遠い子ども が学童で5時過ぎまでいてるということ について、何か別の方法で学校を終わっ たらすぐに学童の方へということは、何 か一見いいようなんですけれども、特に これから冬季になりますと、暗くなって きた時点から帰らないといけない。しか も通学距離が延びる。今度、三宅小学校、 柳田小学校統合になりますと、距離がも のすごく延びるわけですね。そういった こととのかかわりで考えたときに、学校 の施設の中だけじゃなしに、ある程度拠 点になるような最寄りのところで学童の 施設を準備して、そこへ子どもを早い時 期に帰るようにして、そこからまた次、 学童で預かってしばらく面倒みておって 帰ると、そういうやり方も考えてもいい のと違うかと。

ただ、これはいろいろ安全の問題とか、あるいはまたそういったこともかかわりがあろうかと思いますけれども、提案として、そんなことは考えられないかということも思いますので、そんなことはできないのやということになるのかどうか。要はだんだんふえていることに対して、今の状態のままでするのかというのを平成17年度1年間の様子を見て、あるい

はそこまで来るべき経緯を考えた上で、 どういうふうにお考えなのかということ をお聞かせいただきたい。

それから、英語の指導助手の派遣の問 題がございます。これは先日の議論にも 具体的にありましたけれども、もちろん どんな場合でも、いろいろなことをやり ましても、その効果が具体的にどういう 形で出てきて、こんな成果が上がったん だということはなかなか言いにくいんだ と思いますけれども、こういうふうに効 果があったんだというふうにするのに、 ある一定の期間もちろん必要なこと、あ るいはもっと長い期間が必要かもしれま せんけれども、現在の時点で、その指導 助手を派遣することによって、どんな効 果が出て、それに対してどんな評価をし ているのかということについて、お聞か せいただきたいと思います。

それから、これに関連してですけれども、英語も結構ですけど、やっぱり一番大事なのは国語やないかと思いますので、これも先日の議論の中に読書指導の問題とか、いろいろ議論しておられましたけれども、もう一度国語教育について、どんなふうにこれまでの実績を積んで、今後どうするのかといったことについてお聞かせいただきたいと思います。

それから、プールの安全対策です。学校のプールそのものに対する安全対策というのはいろいろと準備はされておると思います。それで、いろいろマスコミを賑わせましたレジャープールの流水プールの吸い込み口に子どもが吸い込まれて四、五時間おったというような、あんな事故は起こらなくても、やはりそういった事故は起こらなくても、やはりそういったの時点での話として、もう一度各学校なり、あるいはそういった施設についた、点検されて問題点があったのかなかった

のか。あるいはまたどんな点検をされた のかということです。具体的に聞かせて いただきたいと思います。

それから、6番目ですが、特色ある学 校づくりということで、これも先日の議 論がいろいろありましたですが、その一 定の予算を800万円でしたか、丸い数 字が出ていますが、これをもとにして、 各学校からこういうふうにしたい、ああ いうふうにしたいということで、実際の 資料もいただいておりますけれども、そ ういうことに対して、その判断基準、特 色ある学校づくり、これならということ で、このお金を配分していくわけですけ れども、その丸い数字とのかかわりで、 一律に例えば50万円ずつ渡すんだとい う感じの、これであと工夫してやりなさ いという形では、やはりこれは積極的な 意味はないというふうに思いますし、特 に、ほかの話ですけれども、府の直接の 福祉に関する予算なんかでも、3年間に 渡ってこれだけのお金を渡すから、そっ ちで適当に考えていろいろ工夫してやり なさいという補助金の出し方も私は経験 しているんですけれども、同じようなや り方で、この特色ある学校づくりという のを考えたら、問題があろうかと思いま すし、その800万円という数字がどう いう形で何を基準に具体的に、こういう ところへこういうふうにこれだけの費用 が要るから、あるいはまたそれだけの費 用の一部として、積算してこういう形で なったんだと。こういう形にしたんだと いうふうな具体的な根拠でわかりやすく どうされたのかということをお聞きした いと思います。

それから、クラブ活動の問題については、先日ありましたので、ただ学校によって、指導者の問題とか、そういったこともいろいろありますので、問題があろう

かというふうに思いますけれども、これは今後できるだけこういうふうにあってほしいという児童なり生徒なり、そういった希望が十分かなえられるような形の体制をとっていただきたい。

そして、先生の中でそういう形で指導者に適する方がおらないためにできないということじゃないように、別の形でそれをまた間接的に別の人にお願いするとか、そういった形で希望をかなえてあげてほしいというふうに、これは要望としておきたいと思います。

それから、8番目に児童生徒の生活指導についての教育委員会としての基本的な考え方について、いろいろ問題が各学校で部分的にそれこそ新聞ダネとか、いろいろ問題にならないような状態で、日常的に起こっている話だと思うんですけれども。

例えば、服装とか、顔に変な化粧をし てみたり、ピアスをつけてみたり、茶髪 にしてみたりというようなことについて、 全く特異な例だと思うんですけれども、 そのことについて、どういうふうな形で 指導しているのかと。具体的に保護者の 協力を求めてこういうことにならないよ うに、ほかの子どもたちに対する影響が どういうふうになるのかということにつ いて、指導したところが逆に保護者の方 から、何でそれがぐあい悪いんですかと いうことを言われて、その後どうなって いるのかということはまだつまびらかで はないので、どこの学校でどうやという ことはちょっと申し上げにくいわけです ので、そういう話があったということを 聞いていますので、日常的な生活指導、 児童生徒の生活指導が教育委員会なり学 校の立場からどんな形で指導しておった のかということをお聞かせいただきたい と思います。

これはもっと別の例で、これも先日議論にもありましたけれども、朝の食事をとらないで学校に来ることによって、いろいろ20%ぐらいでしたか、たしかおっしゃっていたと思うんですが、そういろいちょっと思うんですが、そういろ問題があるということから、何とかそれを朝ちゃんと食事してくるように現状は大体この前お聞きした数字ですけれども、保護者に対しているのかといた数字で話をされていっているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、9番目は給食費の問題です。 これは、給食費の不納欠損になっている数字がありますね。それから未収になっている分がありますね。これは担任の先生が集めて一定の処置をしているということであるわけですけれども、自動振替にはなかなかできにくいという部分もあるかということもあるようですけれども、そういったことについて、本来、給食目ではないですけれども、そういったことについて、どのように教育委員はないはずなんですけれども、そういったことについて、どのように教育委員会として対処されて、どういう形で不納欠損になっているのかといったことをお聞かせいただきたいと思います。

それから、10番目に関しての指摘ですが、交通専従員と子どもの安全見まもり隊やら、各地域で組織していただいているわけですが、これも交通専従員と、そういったこととの整合をもう少し図っていただく必要があるんやないかというふうに、実際に動いておられる場合でも見ていますので、今の状態のままでいいんだとか、こういうふうにいろいろ連絡取り合ってやっていた

- 5 -

だいているんだという話がありましたら、 もう少し具体的にこの辺のあり方につい てお聞きかせいただきたいと思います。

それから、11番目に図書館の問題です。昨年からいわゆる各公共施設の指定管理者制度ということで、図書館と公民館、これは外れています。これは法律の問題とかいろいろあろうかと思いますけれども、なぜそこに別になっているのかということですね。これはちょっと私も承知が不十分なんで、なぜそういうふうになっているのかという事情だけを簡単に聞かせていただきたいと思います。

12番目に、教育相談事業がずっとやっ ておられて、一定の内容について例えば、 不登校の問題とか、あるいはまたいじめ の問題とかいうことで、これも先日議論 にあったところでございますけれども、 本当にその相談事業が十分機能したのか ということについて、この間は具体的な 数字として、いじめが2例ですか、あと 不登校の問題も幾例かこういうふうに解 決しましたという話がありましたけれど も、できましたらそれ以上にもう少し詳 しい内容について、どういう形でどれぐ らいの時間に解決できたのかということ を含めて、具体的な事例で、具体的に何 がどうかということは言うつもりはあり ませんけれども、どういう形のそういう 相談事業で具体的に動いているのかとい うことを聞かせていただきたいと思いま

それから、13番目ですが、耐震診断ですね。校舎等で順次進めていただいています。当該年度につきましても、鳥飼西小学校、それともう1校、2校具体的に工事が、多少年度を超えて繰り越しで動いていますけれども、それであとまだどんどん進めなきゃならないと。できるだけ早いことしなきゃならないというこ

とではあるんですけれども、いろいろ財政的な事情とか、そういったこともありますので、なかなか進みにくい。また片一方の事情もあるようですけれども、現在の時点で、あと何か所、しかもどれだけの費用がかかるか、積算しておられるのか。しかもこれから先の年次計画でもちろん進められると思うんですが、そのことについて、改めてこの機会に聞かせていただきたいと。

2校やった後、残った分、それまでに やった分がこれだけあるということも含 めて、これからのことも考えてお答えい ただきたいと思います。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 そしたら、私の方から、まず統廃合関連のご質問について、統廃合の意義についてということで、まずお答えしますけれども。今回、統廃合に取り組みましたのは、適正配置等審議会の答申をいただきまして、その線に沿って教育委員会で決定して、取り組んだものでございます。

その適正配置等審議会におきまして、 統廃合の意義についても述べておられま して、基本的に学校の小規模化に起因い たします諸問題の解消を図るために、学 校の適正規模と適正配置を進めるという こと、それとともに、今後の教育の充実 を図ると、そういう観点から取り組むよ うにということでしたので、私どももそ ういう審議会の答申に沿って、今日まで 進めてまいりました。

それで、当初にお示しいたしました数値と補正予算において、数値が変わったということで、具体的にということでございます。

まず、ご説明した中で、運営経費と設備経費に分けまして、運営経費につきましては、かねてより1校あたり統廃合す

るに当たりまして、大体4,000万円から5,000万円というお話をしておりますが、これにつきましては平成16年度の決算に基づきまして、三宅小学校と味舌東小学校の運営経費を出して、そういった部分が統配合に伴いまして、節減できるであろうということでお示しした数字でございます。

それから、建築工事の数値について、 具体的な数値を含めてということでございました。まず、統廃合進めるに当たりまして、議会の方でもお示しいたしましたが、平成15年の4月に試算した内容でございますが、三宅小学校につきまして、基本的に柳田小学校に受け入れするに当たりましては、普通教室が3教室程度必要と考えております。

これにつきましては、当初は、今ある柳田小学校の余裕教室の改修で賄えるということで、大きな整備費は不用ということでご説明いたしました。今日、私ども、2年半かけまして、保護者説明会等する中で、やはり一定、学校の施設の充実という観点からのご要望もいただいております。

それと、もう一つは、国の方から緊急 の課題である耐震補強工事についても計 画的に進めるようにという形が参ってお ります。

それで、私どもは今回、まず統合に当たりましては、普通教室を3教室、余裕教室を転用するという考え方は変わっておりません。ただ、その普通教室として、資料室でありますとか、そういった部分のスペースを学校の方からも確保して部しいということがございますので、それに見合うスペースとして、現在の校舎の中では、それが生み出せませんので、建物として普通教室を1階に2教室程度で、2階程度の施設を今の施設以外に、新た

に建てる経費が必要であると考えており ます。

それと、三宅小学校、柳田小学校を受けるに当たりまして、先ほど言いました保護者要望等々を勘案する中で、今回は施設の整備の中に一応トイレの改修を設計業者の方に現在改修してもらうべく、そういった経費を入れております。

あと、それに伴います中の改修等々が ございますが、大きくはその2つでござ います。

それ以外に、先ほど申し上げましたよ うに、耐震補強の工事につきましても国 の方から計画的に進めるようにというこ とで、今までは施設整備にかかる補助金 につきましては、それぞれメニューごと に交付されていました。しかし、国の方 は耐震補強工事をまず進めるということ で、それを重点的にするようにという指 導の中で、補助金が交付金化されまして、 名称も安全・安心な学校づくり交付金と いう形の交付金1本に統一されまして、 中身がメニュー化されているという中で、 柳田小学校におきましても、私ども第一 耐震診断した中でやっていかなければな らない施設であると考えておりますので、 この統合に合わせまして、柳田小学校の 施設全体を耐震化工事したいと、今まで でしたら1棟方式でやっておりましたが、 今後は国の指導で、1つの小学校の施設 全体を耐震していくということで、その 交付金の優先順位が上がるという説明を 受けておりますので、柳田小学校におき ましては、柳田小学校の校舎すべて、今 まではやっておりませんが、校舎すべて と、それと体育館につきまして、一括し て整備したい。そういった内容で、現在 設計業者の方へ委託しているということ で、設計ができ次第、正確な数字につい てはお示ししたいと。内容はそういうこ

とでございます。統合のことは一応そういうことでございます。

それと、プールの安全対策において、 どういった点検なり指導を行ってきたか ということでございますが、埼玉県の方 で事故が起こったために、今年度に入り まして、プールの緊急点検ということで、 実施しましたが、通年はプールの開始時、 6月に開栓をいたしますが、プール清掃 をするときに、水をすべて抜きまして、 排水溝が確実にボルトで締められている かどうかというのを目視確認した中で、 設備の安全は図っておりました。

また、水質につきましては、水質を一定に保持するために、循環ろ過器を運転するわけですが、それにつきましても、例年必要な水質になっているかどうかを確認しまして、水質にやや問題があるところについては、循環ろ過器を変える等、耐用年数が過ぎたものから、そういった改修をやってまいりました。

- ○嶋野委員長 中岡次長。
- ○中岡生涯学習部次長 続いて、私ども の方で管理しております温水プールの件 で安全対策についてご答弁申し上げます。

プールの方は平成17年当時は摂津市 水泳連盟、現在はNPO法人を取得され ていますが、摂津市水泳連盟に運営を委 託しておりまして、水泳連盟では専門の 指導員が5名勤務しております。うち、 基本的に2名が監視員として常時プール サイドで監視業務をしております。また、 1階事務所、また2階事務所でもプール サイドが見渡せるようになっておりまし て、緊急事態に備えております。

日常の点検でございますが、始業時点検ですか、毎日水質の点検、それから排水溝が幼児プール、25メートルプール1か所ずつありますので、まず25メートルプールは80センチ掛ける80セン

チ、深さ35センチの大きい升があります。大体1センチぐらいの鉄製のふたで、8か所でボルトどめになっています。平ねじでございますので、もし緩んでおれば浮いてきますので、足で点検して浮いていることはめったにないのですけれども、確認しているということです。

幼児プールの方は58センチ掛ける58センチ、深さ27.5センチ、これはすぐ深さがそんなにありませんので、同じようなねじでとめております。

また、先ほど馬場次長の方もありましたように、ことし7月31日でしたか、埼玉県のふじみ野市の流水プールの事故を受けて、関係省庁の方から緊急点検ということで、報告を求め点検をしてきました。私どもの方も担当職員も出向きまして、実際ふたをあけて巣もぐりで、プールに何度も息継ぎしてもぐりながら点検してくれて、安全確保をし、万全な体制をとっておりますのでご安心いただきたいと思います。

- ○嶋野委員長 田橋課長。
- ○田橋学務課長 それでは、奨学資金貸付金の予算と不用額についてお答えさせていただきます。

この予算につきましては、高校1年生から3年生の分で、高校2年生と3年生は平成16年に現に奨学生になっておる数の実数で予算を計上しております。

それと、新1年生につきましては、経常的に20名という予算の枠の中で予算を計上しております。それで、予算のトータルは48人を計上させていただきました。この中で、3年生の人数が17人になりまして、また2年生が7人ということで、実際の奨学生の人数が減ったことと、それと平成17年の新1年生の数は44人申請があったんですけれども、この奨学制度は大阪府の育成会の制度と制

度もありますので、公立高校に入った場合は摂津市の条例施行規則の中で併用はできないということで、新1年生については28名の辞退者が出たということで、その中の不用額でございます。

- ○嶋野委員長 北野参事。
- ○北野学務課参事 私の方から、学校給 食費の未納問題についてお答えさせてい ただきます。

委員ご指摘のとおり、学校給食費について不納欠損未納というのは毎年生じてございます。このために我々が講じております対策でございますが、委員ご指摘の銀行等による自動振替というのは現在12校中11校において学校給食費のみならず、学校諸費用を含めて振替はしております。

あと我々といたしましては、就学援助 対象者、これが多うございます。平成1 4年度に学校長の要請に基づきまして、 未納者に対して就学援助費をすべて学校 払いにするという制度を設けました。さらに、平成16年から学校給食費につい ては、就学援助対象者、平成17年決算 では小学校で、39.7%はいらっしゃいます。この方々に対してすべて給食費 については学校払いで100%徴収する という形にさせていただきます。

それで、収納率向上対策が講じまして、 平成17年度の収納率は、99.8%で ございまして、未納は非常に少ないとい うことで認識いたしております。

あとご指摘の学校の担任が収納事務を 行うことについてでございますが、実際、 収納事務全般は学校事務職が行っており まして、担任の教諭が保護者と接触する という理由でございますが、やはり給食 費が未納になるということは、家庭内に 例えば経済的な影響、離婚であるとか、 失業であるとか、そういう問題が生じた 結果であろうかなというふうに考えてお ります。

これをやはりいち早く子どもの様子が 学級の中で変わってくると。このことを 担任が察知し、保護者と接触することで 子どもたちにいい影響が出るかなという ことで、担任の先生方に接触をしていた だいているということでございます。

- ○嶋野委員長 大路参事。
- ○大路教育総務部参事 それでは、学校 教育課にかかわります課題についてご答 弁申し上げます。

まず、統合関係の教育的な観点からの 現在の取り組みも含めてご答弁させてい ただきたいと思います。この適正規模、 適正配置の取り組みは、教育的観点から の取り組みであり、新しい魅力ある学校 づくりを一層推進するということで、私 どもの課といたしましては、行きたくく を図るために、個に応じた指導、より生 きる力の育成を目指して、摂津こどもサ ポート事業を来年度から立ち上げ、統合 に向けてそういった充実を図っていきた いと考えております。

より具体的には、現在、統合4校で定期的に対策特別委員会を開催し、特に2校の間では、特別委員会を設け、三宅小学校、柳田小学校、それから味舌小学校、味舌東小学校の合同の会議で統合後の学校の教育課程、特に子どもたちがいわゆる小規模のメリットではなく、適切な規模の中でどのような学校生活を送るのかということについての教育課程の論議を深めているところでございます。

続きまして、2点目に、英語指導助手の配置の効果の問題でございます。この点につきましては、特に小学校におきましては、ネイティブスピーカーの英語指導助手と一緒に活動することにより、言

葉としての英語や他の国の文化を知るよい機会となり、国際理解を深める貴重な場となっております。

中学校では、多くの生徒が英語指導助 手と積極的にコミュニケーションをとる 姿が見られており、ネイティブイングリッ シュとすることにより、会話への意欲が 高まっているということを私どもは評価 をしておるところでございます。

また、委員ご指摘の国語力の育成でご ざいますが、この課題につきましては、 国、府も含めて新しい指導要領を含めて、 この国語力の充実が掲げられていこうと しておるところでございます。

本市におきましても、学力定着度調査の分析の中から、本市の子どもたちの国語力の不足分をやはり各学校で取り組んでいただくためにも、市といたしましては、研修会の充実、それから各学校で国語力の育成を取り組んでいただくとともに、特に教育課程の研究校の中に、味生小学校、鳥飼北小学校が国語力の育成という観点での研究をしていただいておりますので、この学校からの情報発信をしながら、教育委員会としても、国語力の充実にさらに取り組んでいきたいと考えておるところでございます。

3点目にプールの安全対策につきまして、学校教育課といたしましても、毎年度、主として摂津消防署による普通救命講習会に教職員が参加し、その伝達講習会を必ず各学校でプール開催まで行うようにしてきております。

また、水泳指導におきましては、児童 生徒の安全を第一とし、児童生徒の健康 状態の把握や水泳指導中の安全確認、監 視などに留意するよう、各学校に周知徹 底を図っておるところでございます。

続きまして、特色ある学校づくりの8 00万円のこの事業でございますが、こ れにつきましては、各学校に特色ある学校づくり推進という形で、補助金を支給をしておるところでございますが、これは、前回の文教常任委員会でもお答えさせていただきましたように、一律支給ではなく、各学校の取り組み内容を査定し、補助金の金額に差をつけておるところでございます。

その基準は、基本的には1つはやはり 各学校の情報発信、研究開発等をしてお る学校につきましては、その点を評価を しておるところでございます。とともに、 またその取り組んでおられる内容の課題 の適切化と学校教職員が、一丸となって 取り組んでいるというようなことについ ても評価をしながら、金額を査定してお るところでございます。

さらに、この特色ある学校づくりは、 教育学校のせっつ・スクール広場、それ から校長先生、教頭先生の学校経営研究 会の補助金としても使用をしておるとこ ろでございます。

続きまして、生徒指導の課題でございます。この課題につきましては、中学校の生徒指導におきましては、各中学校ともピアス、茶髪等については校則で禁止をしており、その内容で子どもたち、保護者に対しても理解を求め、指導しておるところでございます。

小学校におきましては、やはりまだ各学校の対応になっておる部分がございますので、現在、特に小中連携の中で、生徒指導についてもやはり連続した指導が求められておりますので、こういったピアス、茶髪についても認められることではなく、保護者の理解を得ながら指導の徹底を図るように論議を現在積み重ねているところでございます。

また、朝食抜き等についての問題でご ざいますが、これにつきましては、食育 がやはり学校だけではなく、地域、家庭 上げて取り組む課題ということで、保護 者に対する理解を、例えば各学校が調査 をする折にその理解を求めるための保護 者の啓発の文章を提示しながら、また結 果が出た段階におきましても、保護者に 対してそれを報告しながら、引き続き朝 食を家庭の方でもとるような指導の文章 を配付しておるところでございます。

- ○嶋野委員長 前馬参事。
- ○前馬学校教育課参事 それでは、私の 方から学校の管理職の配置に当たって、 ご答弁申し上げます。

各年度の学校管理職の配置に当たっては、各小・中学校の課題解決のため、例えば配置の年数、また退職等による欠員の状況、他市との人事交流など、さまざまな要素を考慮して、市全体の配置を決定しております。

もちろん、統合も1つの大きな課題で あるとは考えておりますが、柳田小学校 に今年度新しく配置いたしました校長も、 その課題の解決に向け、全力投球してく れることを期待して配置しております。

よろしくご理解賜りますようお願いい たします。

- ○嶋野委員長 岩見参事。
- ○岩見総務課参事 13番目の耐震診断、耐震化工事ということでお答えさせていただきます。

平成10年より耐震化工事を着手いたしまして、当時、全棟数、小・中学校合わせまして、校舎48棟中、耐震化が必要であるという棟が39棟ございました。その後、平成10年より行いまして、耐震化工事11棟が済んでおるところでございます。

今後、統合等によりまして、耐震化工 事がなくなるというところがございます ので、残る棟数につきましては、24棟 というところでございます。

ただし、この分につきましては、体育館が入っておりませんでしたけれども、 先ほど馬場次長の方からもご答弁いたしましたが、体育館についても耐震化すべきと国の方からも指導を受けておりますので、体育館も平行して現在まで1学校1棟方式で工事を進めてまいりましたが、学校全体を耐震化を進めるということで、体育館を含めて一緒に工事を進めてまいりたいと考えております。

ただ、今後の予定といたしましても、 地震防災対策特別措置法が一部改正され ておりますので、この体育館につきまし ても補助率のかさ上げがなされておりま す。今後も交付金として有利な措置が講 じられるように、第3次地震防災緊急事 業5か年計画を総務防災課より大阪府の 危機管理室に提出しておりますので、そ の5か年計画にのっとりまして、国の交 付金を確保する中で、財政の状況もござ いますけれども、毎年、計画的に実施し てまいりたいと考えております。

- ○嶋野委員長 山本所長。
- ○山本教育研究所長 12番の教育相談 事業についてでございます。

不登校、いじめ等に関し、本当に機能しているのか、詳しい内容ということでございます。学校のスクールカウンセラーが当たった事案でございますけれども、児童・生徒のカウンセリングは学校と協力して行うことが基本になっておりますが、具体例としまして、学校に行きにくくなった児童でございますが、直接のもうで、教師とのトラブルも少し発生したということでございますが、カウンセリングの中で、家庭内の問題のサインと見られるということがカウンセリングによりわかりました。

この児童はトラブルにつまずいたとき、 児童みずからが持つ力が十分に発揮できず、学校に行きにくくなったため、母親 のカウンセリング、児童のプレイセラピー を平行して行うことになりました。

児童は、箱庭や遊び、描画等のプレイセラピーの中で、トラブルのストレスを発散して、みずからを振り返ることでみずからが持つ力に気づくことができ、自信を取り戻し、日常生活の中で友人との関係を密接に結ぶことができるようになってまいりました。

母親はカウンセリングを通して、子どもが学校に行かないかもしれないという不安が軽減され、子どもの言動を素直に受けとめることができるようになり、法を顧みることができ、その遠因としていたことにも気がかれました。子どもに負担をかけてないないました。子どもに負担をかけてないます。母親のもとを反省することができるようにないが安定し、さらに夫婦関係等が安定するとでございます。母親の高さとでき、ということでございます。母親の音が安定し、さらに夫婦関係等が安定するとでき、ということができたという事例ができ、子どもは元気に毎日学校に登校でき、楽しく過ごすことができたという事例がございます。

- ○嶋野委員長 池上課長。
- ○池上青少年課長 それでは、私の方から学童保育室に関するご質問にお答えさせていただきます。

まず、柳田小学校が中心だったと思いますが、柳田学童保育室につきましては、 入室希望児童数の増加に対応するため、 平成17年度にプレハブを建てかえした ところでございます。しかし、昨今、子 どもが巻き込まれる事件の多発など、い ろいろな社会情勢から建てかえを計画し ていた時期の予想を超える入室希望があ ります。また平成20年度の三宅小学校 との統合によりさらに入室希望児童はふ え、現在の態勢では対応し切れない状況 が予測されるところです。

今後も入室基準を満たす児童を受け入れられるよう、また安全に保育が行えるよう、環境を整えるため運営体制や施設の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

また、家に近いところでの学童保育の 実施についてご提案なんですけれども、 摂津市におきましては、全学童保育室と も小学校内の余裕教室、もしくは小学校 内の敷地にある専用施設で学童保育を実 施しております。小学校内で保育を行う ことについては、児童の様子や生活等に ついて、担任の先生初め、教職員の方々 と情報交換ができることや、緊急時や災 害時に学校と連携した対応がとれること、 また多目的教室や音楽室などを利用した 活動ができることなど、子どもたちが放 課後伸び伸びと活動できる環境があると 考えております。このことから、学校内 で学童保育を実施するのが望ましいと考 えております。

なお、帰宅時の安全面についてですけれども、集団で帰宅するようまとまって帰宅するように日々指導しており、また保護者の方にもお迎えに来ていただくなど、保育室まで来れなくても、仕事が終わった後、途中まででも迎えに来ていただくようお願いしているところでございます。

- ○嶋野委員長 小林参事。
- ○小林青少年課参事 質問番号10番、 交通専従員、子どもの安全見まもり隊に ついて私の方からご答弁させていただき ます。

交通専従員さんにつきましては、現在 主に低学年の下校時間内に合わせまして、 原則として、通学路の中で信号機がなく 見通しが悪い交差点に、交通安全の観点から配置しております。

一方、子どもの安全見まもり隊につきましては、学校や家庭だけでは子どもの安全が確保し切れない中、地域の子どもは地域で守るという原点に立ち返ってこそ、子どもの安全を守ることができるという考えに基づきまして、平成17年度から発足した制度でございます。

本市におきましても、各小学校区におきまして、協力人数や活動内容に差はありますけれども、PTAを初め多くの地域の方々に事業の趣旨や目的を理解していただきながら、子どもたちの登下校時間帯を中心に安全パトロールや通学路での見まもり活動を行っていただいております。

どちらの事業も子どもの通学路を中心 に子どもの安全を守る目的で実施してお りますので、どのような連携した取り組 みが効果的なのか、研究していきたいと 考えております。

- ○嶋野委員長 高山館長。
- ○高山市民図書館長 それでは、指定管 理者制度についてご答弁申し上げます。

まず、指定管理者制度については、図書館につきましては、法律的な問題もありましたが、文部科学省の方では現行るの改正をしなくても、導入が可能であるという解釈が行われまして、それによって指定管理者制度の導入が速やかに行けれども、摂津としては、指定管理者制度を導入せずして、いわゆる民間委託せずして、直営でやるという方向を示したとしましてがますけれども、その理由は、指定管理者制度の目的は、指定管理者制度の目的は、指定管理者制度の目的は、指定管理者制度の目的は、のでございますけれども、それにとしましては、指定管理者制度の目的は、の方とという方向を公の方と図っている。

ことにありますが、民間事業者の数が少ないということで、そのためどの程度のサービスの向上が図られるかどうか明確ではありません。そういうことが第1点です。

それとまた、図書館サービスは無料を 原則としているために、民間の活力を経 済的にいかすのにも限度があると考えて おります。図書館では、収益事業がない ため、サービス向上に努めれば努めるほ ど、運営経費が高価になります。

それから、3番目としまして、図書館 業務の中で最も重要な業務の1つに、選 奨業務があるわけですけれども、選奨業 務につきましては、日々の貸し出しや返 却業務の中で、図書の動きを見たり、読 書などの日々の研さんにより培われるも のでありまして、経験が要求されるとこ ろであります。

また、蔵書の内容を維持するため、職員全員による継続的な努力が必要であります。市の図書館である以上は、市の図書館に置く図書につきましては、市が責任を持って選ぶということが必要であろうと考えております。

図書館では、市民の知る権利を保障するという役割がありますので、市民の知る権利を社会的に保障するためとしては、 直営として、市が責任を持って行うべき ではないかと考えております。

図書館という公のサービスを民間が行うことで、市民の知る権利を保障することが維持できるかどうかを考えましたところ、直営で運営することが望ましいのではないかと考え、現在直営で行っておるところでございます。

- ○嶋野委員長 田川参事。
- ○田川生涯学習スポーツ課参事 公民館 が指定管理者制度から外れている、その 理由ですけれども、公民館につきまして

は、6館、現在市立公民館があるわけですけれども、社会教育法の20条から42条の公民館にかかわる規定に基づいて運営されておりまして、公民館各室の単なる施設の貸し館ということではなしに、社会教育法の22条にも規定されておりますが、公民館講座、あるいは講演会、レクリエーション等、主催の事業も実施していかなければならないということから、指定管理者制度にはなじまないということで、現在指定管理者制度にはなっておりません。

- ○嶋野委員長 山本善信委員。
- ○山本善信委員 それぞれお答えいただ いたわけでございますけれども。

まず、小学校の統廃合問題について、 これはいろいろお答えいただきました。 1つは、説明会等でも、あるいはその後、 議会の議論の中でも一定こういうふうに 統合することによって、こういうふうな 教育効果、児童教育、あるいは生徒を教 育する上で、こういうふうによくなって いくんだと、あるいはいいんだというと ころについて、具体的にかなり説明され ている部分があるんですね。ですから、 その点について、教育委員会として、一 定のいろいろ統廃合に向けてのちゃんと した特別委員会を両方学校から寄って、 準備をしてやっておられるということは わかるんですけれども、そうしたら一体 どこを目標にして、こういうふうにいい んだから、それに向けて今こういう形で 統合するのに一番いい方法でやろうとし ているんだと。方法論はそれはいいんで すけれども、目標になるところが一体ど ういうところなのかということを、今ま でもちろん説明会等で具体化していろい ろと説明されている部分ではあるんです けれども、その辺についての教育的な観 点からのメリット、デメリットという言 葉はちょっとふさわしくないとは思っているんですが、統合によって教育効果がこういうふうに上がって、こういうふうにいいんだということについての話が出てこないといけないと思うんですね。その辺が非常にもちろん抽象論議になって申しわけないと思うんですが、その辺をどんなふうに考えておられるのかということです。改めて結論が出た時点で、これからそれに向かって準備する段階での話として考えを聞かせていただきたいと思います。

それから、校長の人事のことでありま すけれども、特に統合というような新た な人事配置についての要件が加わったわ けですね。ところがそんなのは新しく来 られる方が当然そのことも十分やってい きますと今も答弁ありましたけれども、 これは当然の話だと思うんですよ。だけ ど、それは学校からの話で、あるいは教 育委員会からの話であって、子どもたち にとっては、学校を見たときに、あるい は先生方を見たときに、一番象徴になっ ている校長先生が同じ人であるというこ とについては、いつまでもそういう形で 進めとは言いませんけれども、やはり子 どもたちの不安を、あるいは統合がより スムーズに行くためには、そういう配慮 もあってもいいんじゃないかというふう に思ったりしましたので、申し上げたわ けです。

ところが、いや、その心配はないんだ よと。もっとほかにいろいろとそういう ふうにして配置を変えた要因、理由はほ かにもいろいろあるんだというようなご 答弁だったと思うんですけれども、だけ ど新たに加わった、こういう要件が一番 大事な話だと。それはいやいや、それは 心配ないと。これはあるか、ないかとい う話は、これは見解の分かれるところだ と言われてしまえばそれまでですけれども、そういう観点がもっと人事配置のファクターとして大きく加わってこなきゃいかんのに、わざわざそういう形になってしまったと。もう一定の結論が出た時点で、ぱっと変わってしまった。それはそうしたら一体、別のファクターというのは一体何やねんということについて、今ちょっと話がありましたけれども、そういう点についてもう一度考え方を聞かせていただきたいと思います。

それから、奨学金の問題ですけれども、 不用額出た理由についての話は具体的に よくわかりましたけれども、とにかく制 度があるわけですので、その制度が有効 に生かされるように、それぞれできるだ け対象者に有意義になるように運用とか、 あるいは貸付等についての判断をしてい ただきたいと、これはお願いしておきま す。

それから、学童保育についての話はだ んだんふえていくことによって、だんだ んその体制はちゃんとしますというふう に言われましても、それはそれで当然の 話として、具体的に膨らんできたときに いろいろ問題が出てきますけれども、そ の問題について、こんな問題が考えられ ますけれども、これについてはこういう ふうに直していきますということを言っ てもらわないといけないわけですし、一 応の定員を確保しながら、その定員につ いて、例えば40なら40という数字に ついて、柔軟に対応しているんだという ことは、前は定員オーバーになったら待 機者が出るというような話になっていた のを、融通をきかせて、多少定員オーバー することになってもその中で補えるとい うふうに柔軟に対応できるようにはなっ てきているんですけれども、しかしふえ る方向としてはどんどんふえるというこ

とと、特に柳田小学校、三宅小学校の統合の場合には、三宅小学校の方が新たに ぽんとふえるわけです。自然に徐々にふえてくるとかいうことではなしに、そんな形でぽんと来るわけですから、その辺のところについて、もっと具体的にどんな対応になるのかということを聞かせていただきたいと思います。

もう一度、その辺もう少しわかるよう に、ちょっと今のご答弁だけでは私は理 解が不十分ですので、お願いします。

それから、英語指導助手の問題、ある いは国語教育の問題につきましては、こ れは抽象論議になりますので、余りこれ 以上したくありませんのですけれども、 いつの時点を切って、しかもそれがこん な効果が出ていますというような、これ もやっています、あれもやっていますと、 それは実際にこういうふうにちゃんと成 果が出ていますという形でなかなか目に 見えて、あるいはまた我々に検証してわ かるような形で、なかなか言葉は出にく いということはわかるんですけれども、 なるほどこれをやったために、今、若干 おっしゃいましたけれども、もっと皆さ んにもわかるような形でやっていただけ たらと思うんですけれども。

これはいわゆる抽象論議になりまして、いつの時点でどういう形でというように、ようかん切ったみたいにぱんと出るような話ではありませんので、これ以上は言いませんけれども、要は英語の問題もあわせてしっなりやっていただきたいと思いますし、できるだけそういったことについて、摂津の教育効果がこういうふうにやって、摂津の教育効果がこういうふうになってきためにこういうふうに立派になってきたんだということがちゃんと周りに知れるような形の動きというのは、特に教育委員会としてやっていただきたいとお願

いしておきたいと思います。

それから、プールの安全対策等である わけですけれども、いろいろもちろんこ ういうふうに点検して、使用時、あるい はまたプール使用開始時にこういうふう にして安全を確認していますという話は、 これはもちろんわかるんですけれども、 この平成17年度にいろいろやった結果、 どこも全然問題なかったということにな るのか。部分的にこういうところがあり ましたけれども、こういうふうに直した ためにちゃんと安全に運用できるように なりましたと。その話を聞かせていただ きたいということを申しておりますので、 もう一度、もう少し具体的に、何も問題 なかったから、もうこれどうこう言うこ とはないんだということであれば、それ はそれでいいんですけど、その点につい てもう一度ちょっと確認の意味で聞かせ ていただきたいと思います。

それから、特色ある学校づくりの話ですが、これも基準等についても、これも 非常に抽象論議になりますので、どういう形で動いているために、これには10万円であって、こっちには20万円だということになるので、それはどうやとか、こうやとかいうことはなかなか難しいですし、またこれは独自の判断でやられる話ですから、ただ、少なくとも補助金のあり方として、とにかくこれだけあげるから活動しなさいというような感じのやり方は絶対にしてほしくない。

やっぱり1つ1つの事業について、計画について検証しながら、あるいはまた年度が終わりましたら、こういうことでやったために、それと費用対効果みたいな感じも含めて、十分に検証した上で、次の新しい年度の形でやっていただきたい。これはお願いしておきたいと思います。

それから、児童・生徒の関係で生活指 導の問題ですけれども、具体的に先ほど ピアス、茶髪の話をしましたけれども、 保護者にこれ禁止していますと言うけど も、やってきてそれを注意して、保護者 の人も来てもらって、同じように指導を してもらうというふうに具体的にやった けれども、聞くところによりますと、そ の保護者の方の方がむしろさらに輪をか けたみたいな、生徒よりも輪をかけたよ うな形の方が来られて、何でそんなんい けませんのやという話があったとか、な かったとかいう話を聞きましたので、そ んなんに対して、ほかに対する影響を考 えますと、何で悪いと言われたといって もこうですね、ああですねという感じで いうことをいろいろ指導されたと思うん ですけれども、もうちょっとその辺のと ころを、特異な例かもしれませんけれど も、そんなことがあったことについて、 実際にどういうふうにつかんでおられる のか。あるいはまた、それは教育委員会 で報告が上がっていないのか、わかりま せんけれども、そういったことについて もう一度具体的にどんな対応をされたの かということを聞かせていただきたいと 思います。

それから、給食費の不納欠損の問題、 あるいは自動振替にして、実際の事務は もちろん教員外の方でしておりますけれ ども、給食費は直接にいろいろ児童の目 に触れたり、あるいはいろいろな動きの 中で、児童に不自然さが出たりするよう なことで、教育上も余りよくない話が ことで、教育上も余りよるわけで同 に、未収、不納欠損はほとんどなく、 いら、慎重にやっていただきますと同 に、未収、不納欠損はほとんどなく、 いから、さればこれで了としたいと思い ますけれども、今後、そういう問題が起 こらないように努力していただきたいと いうふうにお願いしておきたいと思いま す。

それから、交通専従員と見まもり隊との整合の話ですけれども、これももちろん専従員は専従員で、一番問題のところに配置して、特にそのことを見ているんやという話は、今の答弁でもちろんそのことはよくわかっているわけですけれずしている方との間の、これはでいただいている方との間の、あるいとで、第四の問題だけということを通り隊、安全の問題だけということをよく考えて、運用しておきないただきたいと、これもお願いしておきます。

それから、指定管理者制度の話も、今 お答えのことで法的な問題なり、あるい はまた一定の、図書館の場合は、法律等 で、あるいはまたそれに関する国からの 指導等については、一定の判断が出てい るようですけれども、本市独自としての こういう考え方でやるんやということで、 よくわかりましたので、これもやはり市 民に親しまれるような形の図書館になり、 また公民館等につきましても活発な活動 が続くように、行政としても対応してい ただきたいと、これもお願いしておきた いと思います。

それから、教育相談事業の問題で、具体的な事例を先生の方からいろいろと今、お示しいただきました。これは10件そういうことがありましたら、1件1件全部その対応が違うと思いますし、大変な仕事だというふうに思うんですけれども、やはり摂津の子どもたちが、やっぱりちゃんとした形で過ごせるように、これからも十分保護者と連絡とりながら、あるいは地域との連絡をとり、また本人とも十

分連絡をとりながら、十分な指導をしていただいて、その相談事業としての機能が十分果たせるように、努力していただきたいとお願いしておきたいと思います。

それから、耐震診断の工事の話で、それぞれ大体答弁いただいた数字で、あとやらなければならない部分の50%前後までできているということでありますけれども、これから先について、年次的にきちっとした計画を立ててやろうとするわけですけれども、今まである程度知らされている数字かと思いますけれども、一体、全体としてはあと幾らぐらい、10億円かかるか、20億円かかるかわかりませんけれども、その辺のところを示せる数字は、あとどれだけぐらいかかるんやと。

国の方から負担、補助をもらってどれ だけ事が前へ進められるんやということ も含めて、もう少し具体的に答えていた だけませんでしょうか。

以上で、2回目の質問といたします。 ○嶋野委員長 池上課長。

○池上青少年課長 学童保育室の件に関してですけれども、柳田小学校でだんだんふえてきていると申し上げました。柳田小学校だけではなく、ほかの方もすべてなんですけれども、柳田小学校だけに関して言いますと、平成14年度が46名、平成15年度46名、平成16年度48名、平成17年度が65名、本年度が75名ということで、本当に当初建てかえを考えたときよりもはるかに超えてきているというのが現状です。

このことからしましても、まず問題点としましては、施設をどうしていくのかということになります。今の施設は大体70名、80名ぐらいで考えておったんですけれども、今、平成18年度で三宅小学校と柳田小学校、単純に足しまして

91名、これからの増加というのを考えていくと、100名近くにはなるであろうという予測ができます。

この支出につきましては、予算的な裏づけ、今のところないんですけれども、 やはりもう一棟増築なり、もう一棟建て るか、また学校の施設を有効に使えるな ど、これから関係各課と協議してまいり たいと考えております。

それと、あと人数がふえることによりまして、指導員さんの問題というのが出てきます。指導員さんにつきましては、今、各学童保育室とも正指導員と、あと人数においては加配の指導員をつけております。この人数、受け入れの児童が安全に過ごせるように、指導員さんの確保にも今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

あと子どもたちにつきましては、今でもそうなんですけれども、各学校ごとに交流会というのを行っておりまして、三宅小学校、柳田小学校等の交流会、これは具体的に2つでやるというのは今はないんですけれども、そういったこともにらみながら、通常保育とあと学校間の交流会というのも考えていきたいというふうに思っております。

- ○嶋野委員長 馬場次長。
- ○馬場教育総務部次長 プールの安全対策について、結果をということでございますので、お答え申し上げます。

平成17年度におきましては、先ほど申し上げましたが例年どおりに、排水溝の鉄蓋のボルト締め、所定の締め方をしているかどうか点検しまして、その時点では安全ということで確認いたしました。

ただ、参考に申し上げますと、今年度 に入りまして、先ほど申し上げました埼 玉県の事故がありまして、その排水溝の 鉄蓋の中にある吸い込み口の防止金具に ついても点検ということがございました ので、私どもはあの事故を受けまして、 緊急に点検いたしましたところ、小学校 におきましては、2校防止金具が設置さ れておりませんでした。したがいまして、 すぐさまその設置をいたしまして、安全 に今は運用できるという形にしておりま す。

- ○嶋野委員長 岩見参事。
- ○岩見総務課参事 耐震化工事の具体的な金額ということで、年次計画であらわしております金額ということでお答えさせていただきます。

第3次地震防災緊急事業5か年計画ということで平成18年から平成22年度までに予定しております数字といたしましては、校舎16棟、体育館7棟ということで、約11億円強の金額を5か年計画で示させていただいております。

ただ、予算等の裏づけ等がございませんので、この金額はあくまでも資産ということでよろしくお願いいたします。

なお、交付金の入の方につきましては、 一応2分の1ということで、この5か年 計画にのっとりますと、2分の1という ことになりますけれども、補助基本額が どこまでいただけるかというものもござ いますので、2分の1以下になろうかと 考えております。

- ○嶋野委員長 大路参事。
- ○大路教育総務部参事 それでは、この 統合にかかわる教育課程、教育課題につ いてのより目標的なものについてご答弁 させていただきます。

この項目につきましては、私どもの市の推進しております、行きたくてたまらない学校、学びのある教室を推進するためにも、一人ひとりの子どもたちの自尊感情をはぐくみ、自立した大人を育てることを目指して、個に応じた指導の充実、

それから、確かな学力の定着と豊かな心、 体力の向上に努めることを基本目標とし ながらも、より具体的には少人数授業や 習熟度別授業の充実を方向として出して いるところでございます。

特に、算数、国語を中心に少人数授業や習熟度別授業を展開すること、それから、学習の充実と子どもたちの生徒指導の関連でも、幼少の段差解消を図るために、小学校の1年生の課題に対して適切に対応をしていくこと。

また、学習活動、読書活動に取り組めるように、学校図書室の機能の充実と小・中学校の図書教育の充実という形を方向づけとして提起をさせていただいているところでございます。

このことも含めまして、2校の合同の教育課程を編成するのは各学校に任されているところもございますので、教育委員会の方からそういった方向とまた人的な資源も含めて適切に論議をすることにより統合した学校が、先ほど申したような形で、より充実した確かな学力の定着、それから個に応じた指導が充実できるように取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、生徒指導の問題でございますが、この茶髪、ないしピアス等についての学校の校則としての禁止ということについては、先ほども申しましたように、中学校については従来からそのような形で対応をしておるところでございい学校の方が、いわゆる生徒手帳に書かれた校則というような形にはな者との間で、そのことの指導をめぐっては、そのことの指導をめぐっては、そのもります。1年生で入ってきた段階で、髪の毛が染まっているお子さんについて、保護者の方に、やはりできるだけそういうことがないよ

うにということは、いろいろな角度で指摘をし、相談もさせていただきますが、 それが学校の指導に合わない場合が出て きております。

これは、年度を上がるに従いまして、 やはり中学校を目の前にしたときには小・ 中の連携を含めて統一した形でそのこと が指導されなければ、効果がございませ んので、1年生で理解していただけなけ れば、2年生、3年生と進むに従って、 さらに学校の方はお願いをしております が、最終的にはいわゆる学校生活と、家 庭での生活を区別をしていただきたいと。 学校の生活のときには、やはりピアス等 は必要がない。それから、茶髪について も、これは現実にはなかなか難しい問題 でございますが、やはり少なくとも小学 校生活を送ってもらうときには、それは 適切でないという形としてご理解をいた だくように努力はしておりますが、すぐ にそのことが理解がいただけないケース もあることについては、私ども把握をし ているところでございます。

○嶋野委員長 前馬参事。

○前馬学校教育課参事 先ほどの管理職の配置の問題でございますが、柳田小学校の前任校長、柳田小学校の前は三宅小学校の方に務めておりまして、三宅小学校、柳田小学校の両校のことをよく知っている、そういう校長として周囲からの安心感等もあるというのも事実ではございます。

ただ、平成14年度まで三宅小学校におりました関係で、平成20年度新校を迎えますときには、三宅小学校で当時1年生だった子どもも卒業しているということで、そういう意味ではその当時三宅小学校にいた子どもは既に在籍していないというようなことはございます。ただ、委員ご指摘のように、両方のことを知っ

ていることで、そういう意味ではメリットもございますが、一方、もし校長交代するなら早目に交代して、この問題に取り組んで両校との調整をしながら、現在の柳田小学校を新しく動かしていくということも必要でございますし、その点、いろんなことを総合的に考慮して配置しております。

ただ、人事の面で両校の児童に不安感が生じないように、例えば一般の教諭等の人事交流を早目に進めるであるとか、さまざまな配置に関して、我々も不安がないように考慮していきたい。そのように考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

○嶋野委員長 中岡次長。

○中岡生涯学習部次長 プールの安全対策でございますが、平成17年度、問題はあったのかということでございますが、その件については承知しておりません。日常点検においては、毎日、月曜日休館ですけれども、朝一番に点検し、ふたの確認等々しておりますし、先ほど馬場次長の方からありましたように、埼玉県の事故を受けてからも、ふたをあけて給水口の確認もしておりますので、今後も事故のないように対応していきたいと考えております。

○鳴野委員長 山本善信委員。

○山本善信委員 それぞれ一定の答弁をいただき、ほぼ内容についても理解ができ、了解もできるわけですけれども、最初の統廃合の問題にかかわる人事の問題、これはもちろんそれを批判してどうのこうのとか、新しい校長がどうのこうのとか言っている話ではありませんし、現場の先生についてのお話が今ありましたけれども、こういうことは当然のこととして、配慮しながらやっていただいているというのはもちろんわかるんですけれど

も、より子どもたち、あるいは保護者に 安心する、非常に変わったことをやるわ けですから、統合なんていうことはめっ たにないわけですから、だからそういっ たことについての配慮の意味からでも、 そういう人事についても非常に大事な話 ですよということ。そんなこと言われな くてもわかっているということかもしれ ませんけれども、そのことを申し上げた いために、今、いろいろ申し上げました。

ですから、あとその問題が起こらない ように十分配慮していただきたいと思い ます。これは、味舌小学校、味舌東小学 校の場合も同じことですし、特に三宅小 学校の場合、小さいいわゆる小規模校で ありながら、さらに先日も議論にありま したけれども、千里丘1丁目の子どもた ちというのは、保護者の方がむしろ望ま れているような裏の話があるんですけれ ども、10人足らずの子どもが行くとい うことになってくると、各学年、しかも クラスに入るとしたら、1人ずつ入るみ たいな感じになって、転校と一緒やとい う感じの話がこの前の議論でもありまし たので、そういったことを考えますと、 本当に不安な面を持っていくということ について、そういったことについての配 慮の中に、人事配置の問題を十分に考え てやっていただくことが大きな要素にな ることも大事だと思いますし、私自身が 三宅小学校のときに、山田第二小学校か ら4年生から5年生になるときに分離し たり、そういうことがありましたし、そ れから学年の途中でいろいろ問題があり まして、担任の先生が交代したりして、 そういったことを私自身が子どものとき に経験して、その気持ちの上で先生が変 わられるとか、あるいはそういうふうな 大きなことが起こったときにどんな感じ を持っているかというのは気持ちが、ちょっ

とストレートにはなかなか申し上げにくい話ですけれども、感じ取っていますので、今の子どもたちがそんなんがきっかけになって不登校になったりするようなことも考えられはしないかということも思いますし、そういった不安を生じる要素をできるだけ取り除く意味で、さらに人事の問題も含めて努力していただきたいとお願いしておきたいと思います。

あとはそれぞれ一定のご答弁いただき ましたので、質問はそれで終わりたいと 思います。

○嶋野委員長 ほかに質問ございませんか。

石橋委員。

○石橋委員 若干重複する点があるかと 思いますが、お許し願いたいと思います。

まず、1番目に安全対策事業と子どもの安全見まもり隊事業についてでありますが、子どもの安全をいかに守るかという視点で、今現在では教委総務課と生涯学習課で所管が違うのは、これは役所の都合で違うだけであって、行き着くところは子どもの安全を守るという点に来ると思うんですね。この辺を一本化して、私はやっていくべきであると考えております。

また、平成17年度において、子ども が危険にさらされた事例があればお伺い したい。

2点目、教育相談事業についてでありますが、事務報告書に詳細が載っておりますが、不登校については全体の件数の半数にのぼる数字が上がっております。このうちで、相談に成果があったのは何件あったのかというのをご答弁お願いいたします。

また、昨今いじめによる自殺報道が新聞、テレビ等でされておりますが、本市についての相談の成果について、どのよ

うな成果があったのか、事例を挙げてご 答弁をお願いいたします。

次に、学校・家庭連携支援モデル事業 の内容についてもう少し詳細をご答弁お 願いいたします。

適正配置に伴う児童支援プログラム事業の内容の成果について、この点について詳細を若干お願いいたします。

小学校理科教育等設備整備事業についてでありますが、政府、国からの担当大臣としてのイノベーションに重点を置き、科学の重要性が言われております。いかに児童に理科に関心を持ってもらい、理科を理解してもらうのかということにウェートを置かれていると思います。

この事業の位置づけについて、お伺い します。

次に、小学校就学援助事業の執行率でありますが、80.5%となっているのは、申請者数が要するに少なかったことなのか、この80.5%という数字の内容についてお聞きいたします。

次に、幼稚園バス運行についての現在の状況について、どのような状況になっているのかお答え願います。

次に、公民館まつりですが、私も昨日、 新鳥飼公民館まつりに参加させていただ きまして、年々かなり盛況になってきて おります。私は、まちづくりの原点はや はり公民館まつり、地域からまちづくり が始まるというふうに考えております。

そこで、現状の形ですばらしい公民館 まつりが開催されておると認識しており ますが、より将来、もっともっと充実し た内容に、どういう目標を持っておられ るのか。

公民館まつりを見させていただきますと、非常に職員の方々もかなり完璧なサポートをされております。非常にすばらしい公民館まつりであったと、きのうの

公民館まつりについて、私の感想です。 将来ビジョンをお聞きさせていただきま す。

それと、新聞報道にもありましたが、 先日、淀川河川敷で乱闘事件があったということですが、この中に大人も参加されておったと。6名の大人が参加、新聞のタイトル読ませていただきます。10月18日付の読売新聞ですが、大人も参戦、6人がけがを受けた。少年野球仲間の対立というタイトル、見出しで載っておりますが、教育的な観点から、こうらや以外の組織について、教育委員会として、何らかの申し入れをやはり私はすべきであると。学校以外関係ないですよというものではないと思います。

やはりこういう問題があれば、教育委員会としても強く申し入れをすべきであると。単なる乱闘ではなしに、大人が参加しておるというのが、私はここに問題があると思います。その考え方について、お聞きさせていただきたいと思います。

それと、英語指導教育、子どもたちに 指導教育をしておるということはご理解 させていただきました。その中で、先生 方にもそういう教育をなされておるのか、 英語教育ですね。どういうような形でやっ ていますという事例を挙げてご答弁をお 願いいたします。

その次に、こども110番の家事業の中で、事務報告書の中を見させていただきますと、校区によって非常にばらつきがあると。これはどういう理由でばらつきがあるのか。最終どういう方向性を持っておられるのかという点について、ご答弁願いたいと思います。

そのほかにも、事務報告書の中に、例 えば国際理解教育推進事業とか、まなび ングサポート事業というような各学校で 公平な回数でやられるのであれば、私は 理解できますが、非常に回数にばらつきがあると。この点について、なぜそのような状況になっておるのかということをお聞きさせていただきます。

以上、1回目の質問といたします。 〇嶋野委員長 石橋委員、河川敷の件を 出されて、申し入れをということをおっ しゃっておられましたけれども、具体的 にどこに申し入れをせよということです か。

○石橋委員 私はスポーツは純粋なものと考えておったんですが、大人が参戦されておるということで、そういう所属団体等に申し入れを私はするべきであると、そういう趣旨です。

○嶋野委員長 これは生涯学習の方でお答えいただけますか。一般的に学校外で何か起こったときに、団体に対して教育委員会として、どのように指導をしてこられたかということです。この件については、平成18年の件になりますので、平成17年度決算は関係ないので、そういう趣旨でご答弁いただけますか。

それでは、答弁をいただきます。 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 2点お答え申し上げます。

まず、教育委員会の中での安全対策の 担当について一本化されたらいかがかと いうことでございますが、一応、教育委 員会では、当然、安全対策については一 体になって取り組んでおります。ただ、 教委総務課の方といたしましては、事務 分担として、学校・施設の中の安全対策 ということで取り組んでおります。ただ、 その中で、文書集配の青色パトロールに つきましては、従前から文書集配の車を 教委総務課の方で管理しておりましたの で、引き続き教育総務課の方が担当する という形にしておりますけども、基本的 には、それぞれ担当の事務分掌の中で、 それぞれ連絡しながらやっておりますの で、現在のやり方で問題はないかと考え ております。

それと事件はなかったのかということ でございますが、教委総務課の担当して おります学校の中での事件ということは ございませんでした。

それと、小学校の理科教育等設備整備 費補助金について、その意義づけという ことでございますが、現在イノベーショ ンということで、科学の振興が大事だと いうことで、今、政府が全力で取り組む ということでございますが、従前から理 科教育につきましては、国の方はやはり 必要だということで、特に理科教育の設 備整備費補助金が今日まで来ております。 以前は、小学校の備品につきましては、 備品に対する整備の補助金もございまし たが、それにつきましては、一般財源化、 既にされまして、この理科教育の部分だ け国の補助金ということで残っておる。 そういうところに国が理科教育に取り組 む姿勢もあるものだと考えております。

私どもも、必要な理科備品を整備するために、一定毎年、市役所内部で予算要求いたしまして、必要な額を確保する中で、国の方へ補助金申請していくという形でやっております。今後とも、やはり理科教育の振興のために、この補助金申請し必要だと考えておりますので、必要な所用額を予算化し、国の方へ補助金申請してまいりたいと。それにより、理科教育の充実に資したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。○嶋野委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 それでは、小学校就学援助事業の予算執行率が80.5%で、 不用額をこれだけ残していいのかというような内容の質問だと思うんですけれど

も、これは予算につきましては、今まで の実績をもとにして、予算の中で一応認 定率というものを学務課単独で出してお ります。その出した数字で歳入・歳出と いう額をつくっているんですけれども、 あくまでこの予算は扶助費でありますの で、執行率の割合とかいうのじゃなしに、 認定された中で、支払う予算を確保しな ければならないということで、実際には 申請者の数、平成16年度と平成17年 度の小学校で比較しましたら、1、95 8人から1,893人と小学校では10 0名の認定者が減っているんですけれど も、逆に中学校では623人から654 人ということで、ふえているという状況 でございます。

それと、幼稚園バスの運行状況についてでありますが、小型バスの24人乗りで幼稚園の臨時職員が添乗員でついております。運行時間が8時30分から4時45分までということで、せっつ幼稚園につきましては、ABCと3コースのコースで実施しております。べふ幼稚園は1便ということと鳥飼幼稚園が3便ということで運行しております。

- ○嶋野委員長 大路参事。
- ○大路教育総務部参事 それでは、学校 教育課にかかわりますご質問4点にお答 えをしたいと思います。

まず1点、学校・家庭連携支援モデル 事業でございます。この内容につきましては、家庭の教育機能の低下が指摘される中、不登校や非行、虐待問題等の困難な課題を抱え、子育てやしつけに悩みや不安を抱く支援が必要な家庭を総合的に支援するものでございます。

そのために、家庭教育相談員の派遣、 それから相談協力員の派遣を実施しております。具体的には、家庭訪問、校区の 巡回、さらに相談室での児童観察や支援、 学級担任等への情報のフィードバック、 また校内で開かれます会議等に積極的に 参加をしていただき、情報交換を行って いただいております。

成果といたしましては、不登校の未然の防止や欠席の長期化を防止することができた事例、また虐待家庭の早期対応や相談による解決などが図られているところでございます。

続きまして、適正配置に伴う児童支援 プログラムでございます。これにつきま しては、子どもたちが抱く統合への不安 を和らげ、保護者の安心感を高めること、 新しい学校づくりを進めるために大阪府 の青少年活動財団との連携を図る中で、 子どもたちに具体的な支援のプログラム を提示しているものでございます。

特に、その中心でございますハートプログラム、子どもに向けてはジュニアハートプログラムという呼び方をしておりますが、これにつきましては1つ1つの活動を通じて、子どもたちがお互いを尊重し合うこと、グループ内のコミュニケーションを高めたり、自主性、積極性等を身につけていくことを学ぶための心の教育を目的としたプログラムでございます。

この内容につきましては、今年度10月12日に三宅小学校、柳田小学校の合同遠足で初めて実施をさせていただきました。細かな報告については、今後も求めていきたいと思いますが、過日の教頭会、教頭先生の方のお話では、子どもたちが非常に合同したときの様子で楽しく過ごしたこと、保護者の方も不安感を持っておられた保護者の方が、いろいろ話を聞いて、子どもたちから積極的に話をしてくれて安心をしたというような事例を聞いておるところでございます。

さらに、これは味舌小学校、味舌東小 学校でも、今後実施をしていきますので、 その過程の情報を十分に聞きながら内容 を学校とともに、また青少年の活動財団 とともに、今後も引き続き事業を実施し て参りたいと考えております。

3点目に、小学校の英語活動でございます。これにつきましては、ALT等の派遣で各学校に指導助手を派遣しておるところでございますが、さらに小学校英語が今後充実した内容として各市に求められていることが予想をされます。

そこで、本市といたしましては、今年 度別府小学校を英語活動のモデル校とし て実施をし、特にその中で教職員の方に は研修という形で、より具体的な小学校 の教材のあり方、教材年間指導計画等の 作成に助言をいただく予定をしておると ころでございます。

最後、4点目に、まなびングサポート、 それから国際理解教育推進事業、特に社 会人講師派遣について、各学校での回数 のばらつきがあるのではないかという指 摘につきましては、これは私ども市の教 育委員会が一律にこれだけしていただき たいということよりも、各学校からの要 請に基づいて派遣する事業でございます。

したがいまして、同様の例えば国際理解につきましては、他の府の派遣事業等を利用される場合もございますので、一律にこの回数だけで、その学校がしている、していないということも言えないところもございますし、また繰り返しになりますが、先ほど申しましたように、各学校がこの事業を利用したいということについて派遣する事業ですので、回数にばらつきのあることについてはご理解をいただきたいと思います。

- ○嶋野委員長 小林参事。
- ○小林青少年課参事 こども110番の 家事業につきまして、ご答弁させていた だきます。

平成18年10月現在、市内では1,463件の家庭や事業所にこども110番の家として、ご協力をいただいております。各校区によりまして、ばらつきがありまして、1人でも多くの方に理解をしていただき、協力をしていただくということで、各校区におきまして、PTAを中心にご尽力をいただいているところでございます。

今年度につきましては、新たな取り組みといたしまして、以前まで各校区でばらばらでありました、こども110番の家のプレートのデザインとサイズを統一するとともに、緊急時の対応等を記載いたしました、こども110番の家のしおりを配付いたしました。

ただ、プレートを掲げていくだけではなく、日ごろから地域の子どもたちと顔見知りになり、声をかけていただいたりすることが子どもたちを地域で守る運動、この運動が目指すところだと考えております。

そういう意味では、保護者と子どもが、 こども110番の家を確認しながら家庭 や従業員の方と接することができるウォー クラリーや、こども110番の家を対象 とした安全講習会の開催も子どもさんが おられる家庭、またおられない家庭の区 別なく地域ぐるみで子どもたちを守って いくんだという気運の情勢には、有効な 手段であると考えております。

今後も、子どもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりのため、こども110番運動の充実に取り組んでいきたいと考えております。

○嶋野委員長 田川参事。

○田川生涯学習スポーツ課参事 公民館 まつりについてのご質問でございますけ れども、公民館まつりは公民館で活動、 あるいは学習しておられる公民館活動ク ラブ等の1年間の活動成果、それを展示・発表し、また地域との交流を深めるために毎年各市立公民館6館で実施をしております。これをもっと充実し、将来的なビジョンがあるのかというご質問で利用でございますけれども、現在の公民館の利用状況を見ておりますと、どうしても大人、あるいは一般成人、あるいは高齢者ので、おるいは一般成人でございますので、そのあたりの協力を得ながら、子どもを対象にした事業についても力を入れてまいりたいと考えております。

- ○嶋野委員長 中岡次長。
- ○中岡生涯学習部次長 新聞報道の件に ついてお答えいたします。

事件を起こされた団体は私どもの所管外の団体でもありますが、一般論といたしまして、団体の自主管理が原則でございます。青少年の健全育成を目指して心身の鍛錬をされている青少年団体が今回のような事件を起こされたということは、本当に悲しむべきことでありますし、指導者にとっては本当にどういうことだったのかなと。原因はともかく、本当に遺憾であると思います。

私どもの所管外とは言え、青少年ということでありますので、本当にその指導の範囲がどこまでいくかというのは難しいことでございます。

私ども所管している団体については、 具体的には今、飲酒運転等の問題があり ますから、体育協会なんかの会長さんも 先般来られまして、関係の団体にそういっ た通知をしようということの動きもあり ますし、それぞれ団体で自主取り組みを されているところであります。

また、青少年が加盟しているスポーツ 団体でも、例えば少年サッカー、あるい はスポーツ少年団なんかありますから、 そういったところにも十分私どもの方から健全育成の所期の目的を達するような、 今回の事件がないような指導・通知、また連絡等していきたいと思っております。 〇嶋野委員長 山本所長。

○山本教育研究所長 2番目の教育相談 事業におきまして、不登校の成果はとい うことと、いじめの成果、具体的事例を ということについてお答えいたします。

まず、不登校の成果でございますが、 現在教育研究所は、適応指導教室を持っ ておりますけれども、ここに3年生の生 徒が2名いましたが、臨床心理士等の相 談を続ける中で、高校に2名とも進学で きたという事例がございます。

そして、小学校の場合ですけれども、 前回もお答えいたしましたが、スクール カウンセラーの努力により、摂津小学校 では平成17年度の不登校の事例がゼロ になっております。

いじめの具体的な事例ですけれども、これは中学の生徒の事例でございますが、生徒間の仲間外れのトラブルでございますが、その学校の対応の行き違いから、保護者の学校不信へとつながりました。母親、生徒ともにカウンセリングを行うと同時に、加害者に対してもカウンセリングを行いました。学校との連携も続ける中で、学校内部にも変化が見られ、担任が個別対応されていたものが学内チームができ、担任の負担も軽減したということでございます。

また、生徒、母親から学校へ直接気持ちや要望を伝えることができるようにもなったということで、スムーズにコミュニケーションができたことで、担任から生徒への対応も充実し、この生徒は無事進学もできたということでございます。 ○嶋野委員長 暫時休憩します。 (午前11時56分 休憩)(午後 1時 再開)

○嶋野委員長 再開します。

石橋委員。

○石橋委員 それでは、2回目の質問を させていただきます。

まず、安全対策事業の答弁なんですが、 今、一体でなされていますという答弁が あったんですが、一体でないから質問し ているんですよ。現場をなぜ一体という ふうに理解しているのか、私は理解でき ないですね。私も安全パトロールの隊員 として、実際やっているんですよ。一体 でないから質問しているんですよ。それ を一体となっているという答弁は、これ は全く理解できない。教育委員会は認識 していないのかなと。その辺、どういう 把握をしているのか。もう一度はっきり 答えてください。

簡潔に答えてください。そんなちぐは ぐな答弁、私は理解できないですね。ぜ ひともそれよろしくきっちりした答弁を お願いします。

援助事業については、これはかなりいいレベルで行っているというふうに理解しておるんですが、府下でどれぐらいの、 先日の答弁の中でもかなり上位で推移しているというふうにお聞きしましたが、 ちなみに何番目ぐらいで実行されているのかというのをお聞きします。

幼稚園バスの運行状況なんですが、私 のお聞きしたいのは、うまく運行されて いるのか、されていないのかいうことを お聞きしたいんです。的確にお答え願い ます。

その次に、例えば、国際理解教育推進 事業とか、回数にばらつきがあると。先 ほどの学校側に任せていますという答弁 は、私は理解できない。やはり教育とい うのは平等なんですよ。せめて摂津の中 で、平等にそういう機会を受ける子ども に対して、そういう機会を受けるべきだ と。学校に任せるというのは教育委員会 は要らないのかと。教育委員会が何して いるんですかと。もっと教育委員会の方 から学校側に対して、こうしましょう、 ああしましょう、こうしてくださいと言 うのが教育委員会と違いますか。それを 学校側に任せると、そんな答弁ないです よ。それももう一度答弁願います。

こども110番の家事業についてですが、これも地域によってばらつきがあると、これをもっともっと充実したものにしてほしいということを言うているんですよ。もう一度それも答弁お願いします。

それと、先日からの答弁をお聞きして いる中で、学校側から報告を受けている と。例えばいじめ何件、不登校何件、報 告を受けていると。それに対して教育委 員会から発信しました。確かにそこまで はよろしいでしょう。その後どうしたん ですか。発信するだけですか。それが教 育委員会のやることではないと思うんで すよ。発信して、それをまたフィードバッ クして、それに対してどうするのか、ど うしたのかということをやっていかない かんと。それが教育委員会の使命ではな いんですか。それを、報告受けました、 発信しましたという答弁は、これはなっ てないです。もっと誠意のある答弁をお 願いします。

それと、いじめなんですが、これは10月20日の読売新聞にもあるんですが、ここに、いじめ自殺、文科省統計、遺書あるのにゼロ。遺書があるのにゼロって、これどういうことなんですか。私は摂津の教育委員会はそういうことは決してないと信じております。そういうごまかしの数字はないと信じております。摂津だけはそういう教育委員会ではないと。こ

の件について、表面的に言える子どもはいいですよ。いじめられたとか、いじめられるとか、先生、いじめられたんですと声を大にして言える子どもはいいですよ。でもいろんな性格の、我々もそうですが、口に出して言えない人もいてるし、出して言える人もいてるし、いろんな子どもたちがいてると。

その中で、この間テレビ見ていました ら、非常に私いいことやなと思ったのが 1つあるんです。例えば、子どもたちか らアンケートを無記名でとると。そした ら潜在的にいじめがあるのが浮かび上がっ てきたというのは、私はいいことを言っ てはるなというふうに理解したんですね。 そういうのも1つの方法かなと。教育委 員会として、いじめに対してもっともっ と真剣に取り組んでいただきたいと。場 合によっては、人一人の人生を小学校、 中学校の時代で全く一生台なしにしてし まうようなことになるんですよ。そうい うことがないように、大なり小なりそれ はいじめはあるかもわかりません。私も 小学校、中学校のとき、いじめを受けた こともあります。それを糧として社会に 出て成長するのも、いじめがあってもい いとは言いませんけれども、そういう潜 在的ないじめをどういうふうに掘り起こ していくかという考えを、お持ちならば お聞きしたい。

何回も言いますけれども、摂津市の教育委員会は決してそうではないというふうに私は確信しております。教育長がこの件に関して、どういう考えをお持ちなのか。あればお聞きさせていただきたいというふうに考えております。

2回目終わります。

○嶋野委員長 答弁に入ります前に、安全対策のこの件につきましては、地域の取り組みが一体的で行われておると判断

した、その根拠、どういった状況でもってそうなのかということをご答弁いただけたらと思います。

それと、いじめの件につきましては、 表に出ないいじめを、今どのような形で 把握されておられるのか。具体的な方法 がなされておられれば、山本所長の方か らお答えいただきまして、全体を通じて、 どう取り組んでいくのかということを教 育長の方から最終的に答弁いただきたい と思います。

まず、馬場次長。

○馬場教育総務部次長 私の方からちょっ と答弁申し上げますが、1同目の質問で お答えいたしました趣旨は、ご質問を私 なりに理解しましたのは、いろんな安全 対策はあるけれども、教育委員会の中で 分かれているので、一緒にできないかと いう趣旨、要するに教育委員会の中で一 緒にできないかというふうに受け取りま したので、私はそういった趣旨で教育委 員会の中では確かに教委総務課は受付員 と青パトやっております。それと青少年 課の方は見まもり隊をやっております。 それぞれ分かれておりますが、分かれて おりますけれども、教育委員会としては 教育長以下、一体となって安全の対策に 取り組むということで横の連携等をとり ながらやっていると。そういう趣旨で、 私答弁させていただきましたので、今、 委員長が整理していただいた、それぞれ の現場における一体という意味ではなかっ たので、その点はちょっと答弁訂正させ ていただきますので、現場のことにつき ましては、担当の方からそれぞれ答えさ せていただきますけれども、教委総務課 が担当しております学校の施設の中の安 全対策、いわゆる受付員とか、文書集配 車を改造しました青色回転灯付きパトロー ルカーにつきましては、それぞれ私の方 で問題なくいっていると聞いております。 ○嶋野委員長 池上課長。

○池上青少年課長 先ほどの子どもの安 全・安心の件についてお答えさせていた だきますと、委員おっしゃいますのは、 パトロールとか110番活動、安全見ま もり隊等々、いろいろございます。それ 以外に、自治会が中心となって活動され ておりますセーフティパトロール隊や民 生児童委員さんが中心となって取り組ま れています見まもり支援活動など、多く の団体、関係者、子どもたちの安全・安 心のために取り組んでいただいていると、 この分は一体的でないのではないかとい うようなことだと思いますけれども、こ ちら本当に多くの団体、関係者が取り組 んでいただきまして、ひいては衛星都市 の安全・安心のために日夜活動していた だいております。

しかし、おっしゃっているように、これは所管がばらばら、担当所管が違いますので、本当にまとまった取り組みというふうには言えないのかもしれません。

これらの事業を仮に点ととらえますと、 やはり点と点を結んで線として、またそれを面とした活動を行っていく必要があると考えております。

今後におきましては、関係各課、また 関係団体と連携を図りながら、できれば 抽象的ですけれども、球と言いますか、 大きく包み込むような形で、安全対策に 取り組んでいければと考えております。 ○嶋野委員長 田橋課長。

○田橋学務課長 就学援助事業の認定率は府下的にどの辺に位置しているかというようなご質問でございますが、摂津市の平成17年度の就学援助率は、小学校で39.4%、中学校で31.2%となっております。大阪府下の平均の認定率の数字ですが、まだ平成17年度の府下の

状況というのがまとめとして出ておりませんので、正確な数字はわからないのですけれども、大体、大阪府下で小・中学校とも25%を少し上回るような認定率が出てくると思われます。

そのことから考えますと、摂津市の39.4%、31.2%というのは府下的にもトップクラスか、1位、2位ぐらいの位置に位置しているということで考えております。

それと、今の幼稚園バスの運行につい ては、みやけ幼稚園とせっつ幼稚園の統 廃合のとき、双方の保護者との話し合い で、平成16年度から実施しておりまし て、旧せっつ幼稚園区につきましては、 全員徒歩通園、旧みやけ幼稚園区では、 せっつ幼稚園から700メートルという ことで、バス通園を実施しております。 それで、平成17年7月に今のせっつ幼 稚園の保護者会全員の相違として、統廃 合のときに、せっつ幼稚園から700メー トルという距離で、幼稚園バスを走らせ ることによって、保育時間がちょっとな くなるということで、1キロにしてほし いという要望が出てきました。そのこと を受けて、教育委員会は1キロというこ とで決定したわけです。この1キロは統 廃合のときに市教育委員会が保護者に説 明していたときの距離でございます。

この変更したことによりまして、園児 募集の要項には、平成19年度から実施 するということで、平成18年度、19 年度の入園の受け付けの説明書、募集要 項にも記載しております。

このことによっては、今、せっつ幼稚園で、3回の運行をしているところを2回にしまして、その1回はべふ幼稚園からのバスが行っているという状況でありました。今、住宅開発で、モノレール南摂津駅の一津屋地域、すごくたくさん家

が建ってきていまして、相当べふ幼稚園 に通う園児がふえてきているのが現状で ございます。

そういうことで、今までせっつ幼稚園に1便行っていたべふ幼稚園の便がべふ幼稚園で2便運行できるという状況にもなりまして、その辺は逆にスムーズに運行できるようになるということであります。

それと、平成18年度で3園とも園児がバスに乗れなかったということは報告を聞いておりませんので、平成18年度についてもスムーズに運行できている状況だということで認識しております。
○嶋野委員長 大路参事。

○大路教育総務部参事 学校教育課にかかわるものについて2点お答えしたいと思います。

まず1つ、国際理解教育推進事業、それからまなびングサポート事業を含めて、 学校間の差があることについて、学校任 せではないかということについて、お答 えをさせていただきます。

この点につきましては、例えば国際理解教育ということでは、各学校にそれぞれの課題、実態、状況に応じた形で推進をしていくように求めているところでございます。

また、まなびングサポート、大学生との連携についても、これは市教育委員会として積極的に大学生の活用をするように求めてきているところでございますので、すべて学校にお任せということではなく、方向なり、姿勢といたしましては、教育委員会としてはより充実した国際理解教育ができるように社会人講師の活用についても十分お願いをしたいということ、それから大学生の連携につきましても、まなびングサポートの事業についても、各学校が適切な形で大学生等の活用

をお願いしたいというところでございます。

しかし、繰り返しで恐縮でございます が、それぞれの学校の例えば国際理解教 育、社会人講師の派遣につきましても、 この内容が社会人講師の活用につきまし ては、国際理解ということで、いわゆる 各国際的なさまざまな理解を深めるため に諸外国の異なる文化や習慣について、 理解を深めるための講師派遣もございま すし、その中にいわゆる在日外国人教育 ということで、在日韓国朝鮮人の児童生 徒についての歴史的な経緯を踏まえて、 歴史的文化的な内容についても国際理解 の中で深めてもらいたいという形でも知っ ているところでございますので、それぞ れの学校の状況、実態に合わせた形で社 会人講師については派遣をしておるとい うことで、ご理解をお願いしたいと思い ます。

それから、いじめのこと、教育研究所 の方でございますが、学校教育課の方で 毎月の報告で把握をしておりますので、 ご答弁させていただきたいと思います。 これにつきましては、摂津市の教育委員 会としましては、毎月、児童生徒の問題 行動等の生徒指導上の諸問題という形で、 各学校からいじめ、それから問題行動、 生徒間暴力等についての報告は毎月受け ているところでございます。

いじめにつきましても、いわゆる自分 より弱いものに対して一方的に身体的、 心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深 刻な苦痛を感じているもの、起こった場 所は学校の内外を問わないという形で、 各学校が判断をして起こったことについ て、すべて報告を毎月いただくようにし ております。

そして、これはただ単に報告をいただ くということではなくて、毎月ごとでご ざいますので、その報告に応じてやはり解決に向けて、教育委員会としましては、その情報を適切に把握をし、支援、また学校間との連携、他機関とも連携が必要な場合は、連携という形で、教育委員会としては対応しているところでございますので、ご理解をお願いします。

○嶋野委員長 小林参事。

○小林青少年課参事 こども110番の 家事業の件についてご答弁させていただ きます。

こども110番の家運動の取り組みにつきましては、平成9年度から各校区によって取り組んでいただいておりますけれども、校区によってばらつきがあるのが現状でございます。PTAを中心に各校区で1件でも多くの家庭や事業所にご協力をいただくということでお願いをしていただいておりますけれども、地域の子どもは地域で守るというためには、一人ひとり各家庭、各事業所の方にこの事業の趣旨をご理解いただくことが重要であると考えております。

平成18年度には、こども110番の家のプレートを統一することによりまして、子どもたちが110番の家の共通認識を持つとともに、新たなプレートを登録家庭が掲げていただくということによりまして、保護者や地域住民の方の関心度も高まったものと考えております。

110番の家の全体の件数につきましては、わずかながら毎年増加の傾向にございますので、この増加傾向を維持するべく協力家庭の増には保護者でありますPTAの方々を初め、地域住民の方々の協力が必要でありますので、そのような保護者の方、また地域関係団体のご理解を得られるよう、どのような方策があるのか、今後とも研究していきたいと考えております。

○鳴野委員長 和島教育長。

○和島教育長 それでは、いじめの問題でございますけれども、先ほどのご質問にもございましたけれども、最近では福岡県の筑前町、そしてその前には北海道の滝川市でもございました。そして、愛媛県の今治市でもいる自殺というような痛ましいるところで活けに起こっているところでございます。

先日ございました校長会、教頭会におきましても、その辺のことを取り上げまして、校長あるいは教頭に対して、子どもたちが出すサインを見落とすことなく、そしてそのためにはやはり学校が一体となって、アンテナを張りめぐらす、あるいは現場の先生が一番やはりその状況を見るわけでございますから、教職員の感受性を高めるべく努力してもらいたい。そして、学校が一体となってやはり家庭、あるいは地域とも連携しながら、早期発見、早期解決に努めてもらいたいということを指示したところでもございます。

いじめの形、言葉によるいじめもあれば、暴力、あるいは無視するとか、いろいろな形がありますけれども、先ほども言いましたように、いろいろな形で出てまいりますから、それにいかに感受性を高めていくかということは大事だと思っております。

それと、さらに進めば、不登校の問題 も、その原因がいじめである場合もある でしょうし、学校はこのいじめ問題だけ じゃなくて、あるいは不登校の場合には 虐待の問題もございますけれども、それ らはもう私は一体となって、やはり学校 が子どもたちの変化、先ほども言いましたけれども、出すサインにどう気づいていくか。そして気づいたときには、的確な対応をしていく。そしてまた教育委員会は当然、そういうことが起こった場合には、情報が入るわけですから、先ほど大路参事もご答弁申し上げておりましたように、学校を支援しながら、こういう痛ましい事件が決して起こることがないように取り組んでいきたいと考えております。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 安全対策についてですが、 私の感じていますところは、今、PTA 安全パトロール隊、交通専従員等々、連 携がなされていないんですよ、現実ね。 だからせっかく同じ目的に向かってやっ ているんやから、もっともっと連携とれ るような体制を、教育委員会からつくり 上げていってほしいということを言いた いんです。だから、ぜひとも安全対策、 あしたからでもきょうからでも、これは できることなんで、ぜひとも早急にやっ ていただきたいと。安全パトロール隊に 入っている私が実感できるような体制を 一日でも早くつくっていただきたい。こ れを要望しておきます。ぜひともお願い いたします。

それぞれの学校で、実態に沿って国際 教育とかの回数が違うということなんで すが、それぞれの実態というのは一体何 か、例を挙げて説明いただきたい。お願 いいたします。

報告を受けて、発信して、支援、連携をしておりますというご回答をいただいたんですが、1つ例を挙げて、どういう連携をして、どういう支援をして、どうなったのかという一例を挙げていただきたい。それをお願いいたします。

いじめ等々に関する件なんですが、私

が聞いているのは、潜在的な部分についてどういう対応、方策を考えておられるのか。そこを聞きたいんです。潜在的に浮かび上がってこない、潜在的ないじめ等々、不登校の原因も含めて潜在的なものをどのように把握するのかという方策があればお聞きしたい。

以上、お願いします。

- ○嶋野委員長 大路参事。
- ○大路教育総務部参事 それでは、国際 理解教育の社会人講師の派遣の実態ということについてでございますが、これは そこに社会人講師の派遣の学校が書いて ありますが、例えば、在日韓国朝鮮人の 児童生徒を抱え、民族子ども会を実施されている学校につきましては、時間数が 多くなっておるところでございます。

それから支援の具体的なあり方という ことについてのご質問ですが、先ほども お示ししましたように、いじめ、不登校 についても毎月報告を受けておるところ でございます。その内容がどういう形で 行われているかについても、各学校の報 告がございますので、その場合、学校の 方から例えば、保護者との連携で、保護 者が相談をかけられる場合、私どもの学 校教育課にかかる場合もあれば、教育研 究所にかかる場合も出てきますので、そ のときに学校任せにすることなく、相談 という業務についてもどこに相談をされ ているのか、されるのかというようなこ とも含めて、それぞれいじめ、不登校、 また虐待になれば、さらにそういうこと が考えられますが、教育委員会だけでは なく、保健福祉関係のキャピセ等との連 携も含みながら、その具体的な事例に応 じて対応しているところでございます。

- ○嶋野委員長 福元理事。
- ○福元教育総務部理事 潜在的ないじめ についてどうかということでございます

けれども、もっともこれは発見をすることが難しい。しかしながらまたそのことに意を尽くして努めなければならないと思っております。

まず、各校では、具体的なこれは学校によって違いますけれども、例としましては、箱、いわゆる無記名で意見を投入するようなもの、あるいは保護者と担任との間で交わされますような連絡帳、この中に保護者からのサインがあるかもしれない。子どもの様子が語られているかもしれない。ですから、子どもの状況だけではなくて、保護者の側からそういうサインを受けるということもまた1つあると思います。

それから、クラス会等の子ども同士の話の中で、その様子を見ていますと、やはり何かしらそこに感じるような雰囲気、担任がそこで先ほど教育長も答弁いたしましたけれども、そこに鋭い洞察力を持ってよく見ておれば気がつくというようなことが考えられるのではないかなというふうに思っております。

またそういうことは、実際に学校現場でもこれは行われているというふうに確信をしております。

- ○嶋野委員長 石橋委員。
- ○石橋委員 不登校、いじめの件なんですけれども、潜在的にそのように把握していると確信しておりますと。確信していないから起こってくるんですよ。そういう把握をしていないからこういう新聞に答弁されたように、私の提案の1つなんですけれども、やはり無記名でアンケートとるなり、当事者以外からそういとというなり、そういう方策を考えていただいたらなというふうに思っていただいたらなというふうに思っていただいたらなというふうに把っていただいたらなというふうに把っていただいたらなというふうに把っていただいたも、潜在的に表しているのは関として、そういう方策を考えていただいたらなというふうに思ってい

ます。それをもう一度、答弁あったら答 えてください。

それから、国際理解教育ということで 例え話をしただけなんですよ。例えば、 まなびングサポートで、味舌小学校件数 何件あります、ほかの学校何件あります。 例えばの話をしたんです。何もそれを言 うてくれと言うているのと違うんです。 なぜこんなに回数に差があるのかという ことを聞いているんです。例え話をした だけであって、まなびングサポートの回 数は、違うでしょう。何でこんなに差が あるのかと。それを聞いているんです。 何も国際理解がどうのこうのということ を聞いているのと違う。そういうのはちょっ と勘違いしないで、答弁していただきた いですね。もっとはっきりした答弁して くださいよ。お願いします。

○嶋野委員長 それでは、現場の実態に 対して教育委員会としてどのように指導 しているのかという観点で答弁いただけ ますか。

大路参事。

○大路教育総務部参事 まなびングサポートの回数については、そこにありますように、味舌小学校が非常に積極的に活用された数字となっております。これは、まなびングサポートの大学が薫英女子短期大学の学生がいわゆる日常の活動を含めて交流をしておりまして、その関係上、まなびングサポートにも来ていただけないかという形で、この学校の近接であるということと取り組み内容が既に大学との連携があったことによって、その学校が平成17年度には、非常に多く積極的に活用をしていただいたということでございます。

これは、先ほどから申しておりますように、各学校が大学生をどう活用するか ということで、非常に違いが出てきます。 例えば、関西大学とも私どもは連携をしておりますので、ここには予算事業ではございませんが、大学間の連携はございますので、ここにある事業がそのままが数字ではなく、これは府の事業として実施をしました、まなびングサポートの予算を伴う事業の回数がこのような形で数値として上がるということでご理解をお願いしたいと思います。

○嶋野委員長 福元理事。

○福元教育総務部理事 いじめの件につきまして、教育委員会が実際に潜在的なものを把握していないんではないかというご指摘ではないかなと。あるいはそういう方法についてお尋ねだと思いますが、教育委員会は毎月各校から報告を受けております。

潜在的ないじめというものについても 最大努力をいたしております。その方法 としては、先ほど述べさせていただきま した。こういう報告を受けまして、その 対策をしておりますので、現在のところ 委員がご指摘のような新聞紙上をにぎわ すような、大変深刻な事例というものは 現在のところは摂津市では発生しておら ないというふうに考えております。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 ぜひともいじめ、不登校等は初めにも言いましたように、1人の人間の一生を左右することなんで、数字、カウントが減ったからいいとか、悪いとかいうレベルではないと私は思います。だから、数字が減ったからよくなってはないと思います。1件でもあってはならないという問題という問題というに、ぜひとも不幸なことが起こらないように、全力を挙げて教育委員会全体で取り組んでいただきたいというふうに、これは強く強く要望しておきます。

よろしくお願いいたします。

ちょっとしつこいようで申しわけない んですが、ちょっと理解に苦しむんです よ。味舌小学校が隣に薫英女子短期大学 があるからこれだけ回数多くなったと。 そこで、何で教育委員会が隣やから回数 が多くなったという、もっと自転車でも 行けますやんか。歩いていけるから味舌 小学校にこんなに回数多いんですか。お 願いしたらいいんですやん。もっとこっ ちの学校にも行ってください。こっちの 学校にもお願いしますと言うのが教育委 員会の支援でしょう。教育委員会からお 願いしたら行ってくれますよ。それを隣 やから回数が多いと、そんなん理由には ならんと思います。わかってもらえます か。隣やから回数が多いとか、まなびン グサポートについて聞いたらそれのみで しょう。だから、私の言うているのは違 うんですよ。

学校間でこれだけばらつきをつけたらだめですよということを言いたいんです。 同じ摂津市内の子どもたちがこんなにばらつきのある、まなびングサポート1つにとってもこれだけのばらつきがあると。これは不公平ですよ。もっと公平に。そんな遠い面積の広いエリアではないでしょう。こんなばらつきがあったら、教育委員会の方からお願いしたら、快く受けてくれますよ。それを言うているんですよ。

味舌小学校の子どもたちだけがこれだけ手厚くされて、ほかの学校の子どもたちはどうなんですか。それを言うているんですよ。その点についてもう一度お答え願えますか。まなびングサポートだけを言うているんと違うんですよ。ほかにも例挙げたでしょう。それを言うているんですよ。それについて、今後どうしていくのか。これだけの数字の開きがあったら私はだめやと思います。それを是正

してもらう方向で、どういうふうに考え ておられるのか、お願いします。

○嶋野委員長 暫時休憩します。

(午後1時37分 休憩) (午後1時40分 再開)

- ○嶋野委員長 再開します。大路参事。
- ○大路教育総務部参事 それでは、お答えをさせていただきます。この回数の差ということで申しますが、それぞれの学校が特色ある学校づくりを実施をして、それぞれの当ます。したがいます。したがいますのどこをどう活動ということについては、一律でする場合もございますが、それぞざいますと、味るの事業で言いますと、味らいきないでは、なりをより進めるという形をとっておる学校でございます。

他の学校につきましては、そういうまなびングサポートではなくて、大学間の他の連携の事業を使う等を含めて、基本的な教育課程の平等性、共通な部分は、例えばALTの派遣等については、これは同じようにさせていただいておりますが、特色ある学校づくりに活用する事業等につきましては、それぞれの学校が私どものお示ししたメニューで活用していただくという形になっておるということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- ○嶋野委員長 石橋委員。
- ○石橋委員 何回も申しわけないですけれども、特色ある学校づくり、それは大いに私はええことやと思います。いいことをやっているということでしょう。そうでしょう。特色あるすごくいいことをやっているということでしょう。それを

ほかの学校になぜ教育委員会として、こんないいことがあるから、もっとこんなんしていこうというのをなぜ教育委員会から言わないのかと。そこの学校だけいいことをつている。いいことやという認識なんでしょう。それをもっとほかの学校に広げていったらいいですやん。そこの学校だけがいいことやって特色あるというのは、それは大いにいるとでよその学校に持っていかないのと言うているんですよ。わかってもらえますか。答弁お願いします。

○嶋野委員長 まなびングサポートとか、 国際理解教育の社会人の派遣ということ については、各学校でその事業があると いうことは把握されていると思うんです よね。それが果たして子どもにどういう 影響を与えるのかということはそれぞれ の学校が判断するんだというご答弁をい ただきましたので、委員はそれはいいこ とだとおっしゃっておられましたけれど も、それを判断するのは現場なんだと。 それを尊重しているということを答弁い ただけますか。

大路参事。

○大路教育総務部参事 ちょっと答弁が 大変未熟で申しわけございません。そう いう形で、この派遣の事業をどういうふ うに実施するかについては、学校側から の派遣要請があって、派遣する形になっ ております。しかし、石橋委員がおっしゃ るように、例えば国際理解もそうですし、 大学生の派遣ということではぜひこれは こういういい成果を出し、大学生が来る ことによって、非常に子どもたちもいい 影響を受けているということについては、 各学校の方にお願いをしていますので、 残念ながらまなびングサポート事業は平 成17年度で終わりましたが、学生を派 遣する、こういったこの種の事業については、石橋委員ご指摘のように、やはり各学校が積極的に利用し、その回数ということでもふえることが望ましいということは当然、私どもも思っておりますので、そういうふうに学校側には発信をしていきたいと考えております。

○嶋野委員長 福元理事。

○福元教育総務部理事 現在、小学校、 週当たり28時間の授業時間数でござい ます。この28時間の授業をどういう割り振りをするかということは教育課程の 編成でございますが、各学校に任されて おります。したがいまして、その28時間のうち、国際理解にどれぐらい時間を 使うのか、まなびングサポートで使うのかということにつきましては、各学校が それぞれの特色を出すためにどう時間を 使うかということで、推移しております ので、よろしくお願いいたします。

○嶋野委員長 石橋委員。

○石橋委員 もう要望にとめておきますが、ぜひともいいことは摂津市内、小学校、中学校に、せっかくいいことやってんねんから、もっと波及していって、摂津市内の子どもたちがいいものを受けるという方向性をぜひとも私は考えていただきたいと考えております。

特色ある学校づくり、すばらしいことですよ。それを、いいことをどんどんほかの学校にも波及して、もっともっといいことをほかの学校にも渡していくというふうに教育委員会としては、やっていっていただきたいと思います。私の質問、これで終わります。

○嶋野委員長 ほかに質問ございません か。

藤浦委員。

○藤浦委員 前回に、実は質問させていただきましたので申しわけないんですが、

ちょっと午前中からの議論の中で、1点だけご質問したいことがありますので、 お聞きをしたいと思います。

それは、学童保育の考え方に対する議論でございまして、平成17年度には柳田小学校の学童保育室が新築されたということで、当初整備ということでございましたけれども、新築になったということで、1,400万円の支出が実行されておりまして、その柳田小学校の学童保育室の整備は一体どういうことだったんだということで、ちょっと午前中の議論の中で、私自身、賛否にかかるような大きな揺らぎがありましたので、一度お聞きしておきたいと思います。

これは平成17年度当初の考え方と現在、先ほどちょっと述べていただきましたけれども、現在の考え方とではいろいろ条件が異なっているということもよく理解しております。これは統廃合の決定がなされる前でございましたので、今は統廃合された後ということでございます。

そして、そういうことはよく理解をす るわけでございますけれども、ただ、市 民に対して理解をしていただける予算執 行に努めなければならない。また、きちっ と説明できる、そういう定義づけ、意義 づけが必要であるということは常々私は 思っているわけでございまして、先ほど のご答弁の中で池上課長の方からおっしゃっ ていただきました。別に池上課長がどう のこうのということはないんですが、統 廃合後には、最近のニーズとしてどんど ん人数がふえてくると。近い将来100 人規模ぐらいまで行くかもわからないと いうことがあって、もう1棟建てるか、 空き教室を利用して増設をするというよ うなことをおっしゃいましたけれども、 ちょっと決算審査をしている中で、そう いうふうに言われてしまうと、ちょっと

市民に対してどのように説明をすればいいのかというのは私は非常に困惑をしてしまうのであって、やっぱり慎重にそういう審査をする中で、結論的にはそういうこともあるのかもわかりませんけれども、この平成17年度における柳田小学校の学童保育室の建てかえについては市民にきちっとした説明のできる定義というものをもう一遍お聞かせ願いたいと思います。

その中で、今いろいろ条件が変わった中で統廃合の問題があり、また将来の見通しがあると思いますので、その辺のことを精査をしていただいて、部長の方から一度説明をお願いしたいと思いますので、その1点だけお願いいたします。

○嶋野委員長 奥田部長。

○奥田生涯学習部長 藤浦委員からのご 質問でございますが、実は柳田小学校は 学童保育室のプレハブで運営をいたして おります。そして、平成17年6月議会 におきまして、お願いして、それまでの 方法をかえまして新築ということでさせ ていただいた経過がございます。

古いプレハブについては68.95平 米でございまして、それを1.5倍の1 05.30平米にするということで、新 築工事をさせていただきました。実は、 平成17年度当初は学童保育室の児童が 柳田小学校が65名で三宅小学校につい ては12名で、77名でございました。

そして、この工事をお願いしてから、 そのときに建てた平成17年の10月時 点の見込みが平成18年度の柳田小学校 の見込みといたしましては68名、三宅 小学校の見込みといたしまして14名の 合計82名ということで予測をいたして おりました。これは、過去の校区内の保 育所等に在籍している児童の数から割り 出したものでございます。 当然、平成19年度、20年度につきましても80台で推移するというふうに見込んでいたところでございます。

ところが、実際、平成18年度の当初には柳田小学校が75名、それから三宅小学校が16名の91名ということで、この時点で当初よりかなりの数が入室されたということがございます。

これは、いろんな理由があると、先ほ ど来も池上課長の方が答弁の中で申して おりました、安全に対する保護者の不安 感等から、やはり学童に入れたいという ことでふえてきた経過があるわけなんで すけれども、こういうような中で私ども といたしましては、当初の予想を大幅に 上回ってきたわけなんですけれども、当 然、この平成17年度に1.5倍の新築 の施設にしたときは、十分対応できると いうふうに見ていたわけでございますけ れども、その後、入室率がそれまでの1 0%台の後半から20%台の後半という ことで、特に柳田小学校は非常な増加を 見ております。これは私どもも予想のつ かないような状況もございましたので、 こういった問題については、私どもとい たしましては、この統合をした後も、子 どもが柳田小学校の学童保育室で十分過 ごせるような対応はとってまいりたいと 考えているところでございます。

○嶋野委員長 藤浦委員。

○藤浦委員 余計ちょっとわからなくなってしまって、理解が余計あれになりましたけどね。計画されているときに、柳田小学校のことも、三宅小学校のことも加味されていたということを言うてしまうと問題があるのかもしれませんが、できるだけ大き目のものを考えた。余裕のあるものを考えていましたということでしょうね。考え方としては。

ところが、それをはるかに上回る勢い

で、この増加率が上がってしまったので、 1年半足らずで手狭になりますという話 になったということですかね。

これは全体的にそういうことが言えるのかもわかりませんけれども、言うてはったいろいろ前回のときに答弁もありましたけれども、いろいろな方法を考える中で、例えばわくわく広場をもう少し拡充をして、そういうものでの代用ができないかという検討もしていますというようないろんなものを検討する中で、それについただきたいと思うことと、それから先の見通しというのはしっかりと立てていただきたいと思います。

これはいろんなことが、こういう子ど もを取り巻く事件がずっと続いていると いうのも1つの大きな要因になって、こ れは予測できなかったのかもしれません けれども、その中にも市民の目というの は厳しいので、一遍建ててしまったもの に対してまた増築することに対してどの ように市民に説明ができるかということ を考えますと、財政状況のいいときやっ たらそんなことはないですけれども、今 厳しくて、いろんな意味ではこの市民と しても高齢者の人の負担がふえたりとか、 いろんな厳しい状態の中で執行していく わけですから、それは重々気をつけてい ただいて、このことについてはお願いし て、質問としては終わりたいと思います。 ○嶋野委員長 ほかに質問ございません か。

川口委員。

○川口委員 先ほどから不登校の問題で出ていますが、前回からの質疑の中で、 平成13年度をベースにして、179人から130人に減ったということで、事務報告書などを見ていますと、そういう中でいじめの相談などは、数は教育相談 なんかには少ない、ほかの要因のいろん な理由もあるわけですけれども、なかな かわかりづらいというのがあると思うん ですね。新聞なども先ほども石橋委員も 質問されましたけれども、福岡県筑前町 ですか、新聞でも報道されておりました ように、学校でのいじめが隠されていた というように親が思ってしまっておられ ます。そういう中で自分の子どもに置き かえて、全国のPTAの皆さんに立ち上 がってほしいということを訴えておられ るんですね。本当にこれ深刻に受けとめ ないといけないと思うんです。やはり今 の社会の反映、そういう問題が学校現場 で起こっているというか、そういうこと だとも思います。

いじめというのがどこにでもあるというふうに認識していいと思うんですね。いじめが絶対ないという、そういうことの方が子ども集団の中でもやはり難しい部分と思います。そのいじめをゼロで報告するという、こういう体質というかなどにもあるんでもあるんですけれども。この問題で、やはりいうなどはなくて、いじめを見逃さいった生ではなくて、いじめを見逃さいった生ではなくて、いじめを見逃さいった生ではなくて、いじめを見逃さいて、なくす先生になってほしいと、お父さんが言っておられるんですね。

私たちはこういうことに、やはり摂津 の市教育委員会も隠さないで、いろんな ことに親や学校現場、子どもたちの中に 入って、やはりいろんな問題を克服して いっていただきたいと、そういうふうに 思います。

不登校の問題で数が減ってきたという ことで、数的には成果が上がったと言え るのかもしれないのですけれども、いろ いろ教育相談所の相談とか、スクールカ ウンセラーがその反対にいじめの相談が 多いなとか、そういうことも数字を見ているとちょっとどこでどうなっているのかなと思うこともありますので、ぜひ今回のこのような事件が本当に学校現場で起こることのないように、やはり教育委員会の皆さんで、先生方と力を合わせて、本当に子どもたちが行きたくなる学校と、そういうふうにやっていただきたいと先に要望しておきたいと思います。

それと、先ほども学童保育の問題なん ですけれども、国が放課後の地域子ども 教室推進事業ということで、両方に補助 金をつけるということで、摂津でも地域 子ども教室、わくわく広場、週1回で全 校で実施されているということなんです が、いろんな困難な点があるわけですけ れども、学童保育と区別しなければなら ないのは、やはり事業の目的が違うとい うことだと思うんです。学童保育は共働 き家庭などの留守家庭のおおむね10歳 未満の児童、放課後の地域子ども教室は すべての子どもということで違うという ことと、活動の目的も違っているという ことで、分けて考えなければならない問 題だとも思います。

ただ、今までのように、学童保育の子どもたちだけを保育していればいいというような状況になっていない。このとりわけ摂津の中で昔だったら自然もあって、子どもたちが放課後本当に伸び伸びと遊ぶところはいっぱいあったけれども、今摂津見ても、なかなかない。公園に行っても危ないという、そういう状況の中で、学童保育の子どもたちだけを保育すればいらことも、やはりありますよね。そういうことも、やはりありますよね。そうことも、大規模化する学童保育ということも国の方の方向としては出ていますよね。

そういう中で、71人以上への加算は3年間の経過後廃止するということにもなっています。だから、今後も学童保育の要望というのは働く親もこれだけ生活が厳しくなっていますから、ますますふえていくということもあると思います。

そういう中で、全校に設置をしている ということの利点と充実をどうしていく のかということで、大変だと思いますけ れども、地域子ども教室、わくわく広場 と学童保育とのすみ分けと、両立をどう していくのかという方向性をお聞かせい ただきたいと思います。前回も答弁して おられますけれども、再度お願いします。

小学校の統廃合にかかる分で、昨年の12月の文教常任委員会で統廃合条例が出されて、その中で、債務負担行為というのが組まれて、そういう中で設計がされていくと、その委員会の説明の中で、委員の中からは、にわか仕立てというようなことではないかという質問も出ました。

そういう中で、そのときに説明を受けたのが特別教室等の改築とか、そういうことで、教室については3億8,300万円、学校給食の給食室については、増築で7,900万円、整備費として1,500万円、計4億7,700万円、ただそのときに、約6億円ぐらいが必要になるのではないかという予測をしておられて、馬場次長ですけれども、そのときに必要最小限の施設整備にとどめたいと、そういうふうに考えているということをおっしゃっておられるんですね。

それから、柳田小学校につきましては、 約1億円の相当額でということでおっしゃっ ておられます。この決算にかかわる部分 ですので、そういうところで判断をされ ていたということで、私たちは委員会の 中でもこの条例の審査がされたわけですけれども、このことについての変更とか、そういうのをいつの時点でどう決めたのか、やっぱり不透明なので、その点については去年の審査にかかわる問題ですので、それとあわせて関連してお聞きしたいと思います。

それから、今、子どもたちの中でLDとか、ADHD、アスペルガー症候群、高機能自閉症などの、そういう子どもたちがふえている。特別支援教育というのもあるわけですけれども、その辺のところで昨年は報告書にも書かれていますけれども、実際に養護のアルバイトの方はずっと同じ人数でやっているわけなんですけれども、あとどのように対応してこられたのか、この辺について、数としてはふえていっているのではないかなと思いますが、答弁お願いします。

それから、子どもへの虐待の問題です。 ネグレクトとか虐待とか、そういうこと があるわけで、私たちも自分たちの周り の中で、これはやっぱりネグレクトでは ないかなと思うような実態もあるわけで すけれども、そういう中で、不登校にな る理由にもなるということなんですが、 適用指導教室とか、それから家庭児童相 談室とか、そういう連携ですね。ある方 に相談受けたんですけれども、気になる 子どもがいてると、そしたら一体どこへ 言ったらいいのかわからない。やはり確 かにご飯は食べていないという感じで、 ほったらかしになっているというのを見 聞きするけど、一体どうしたらいいんだ ろうということで、そういうときに学校 に子どもは行っていますよね。そういう 中でどう連携をとっているのか。先ほど 少しキャピセの話とか、そういうのがあ りましたけれども、そのことについても どうであったのか、お聞かせください。

それから、ずっとお聞きしているんですけど、性教育や平和教育の取り組みです。事務報告書の中で、貝塚五中の性教育に学ぶというのが上がっておるんですけれども、具体的にもう少しこれ中身どんなものであったのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、平和教育の取り組みです。 その点についてもどうであるのか、お聞 かせください。

それから、もう一つは、禁煙教育です。 学校の中で保健の授業の中で、禁煙教育 がされていると思うんですけれども、日 本ほど、こんなに自動販売機があふれて いる国の中で、いつでも子どもは手に入 る。そういう中でどう禁煙教育をやって おられるのか。まだまだ私は足らないの ではないかなというふうに思っているん ですけれども、その点についてもお聞き したいと思います。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 統廃合の件で、 昨年12月の文教常任委員会で答弁した 内容で、その後どのように数字が変わっ て、工事費の提案になったかという、そ の経過をお問いだったと思いますので、 お答えさせていただきます。

当初、確かに味舌東小学校につきましては、普通教室10教室、あと職員室、 給食場の改築等で4億8,800万ということを申し上げました。昨年の議論の中で、12月、それと3月のところで答弁させていただきましたが、平成15年4月に出した、その4億円の時点から年4月に出した、その4億円の時点からまず建築基準法の規定が変わったことを後に知ったことの要因が1つあります。それと、その建築基準法が変わったことによりまして、給食場を当初の改築から新築にしなければならなくなったところの 増要因です。

それと、当初こちらが把握できておらなかった味舌東小学校に係る建築基準法上の道路車線規制というのが設計を委託する段階、時点で言えば去年の平成17年の11月時点でございますが、その時点に私どもの建築の技術者から指摘されて、そのことについて、設計協議の中で協議したいということで、去年の12月に特別教室等も出てきたという答弁はさせていただいたということでございます。

設計の予算をいただきましたので、設 計業者と設計する中で、例えば特別教室 を残す方法があるのかないのかの検討を お願いしたいと、私どもは必要最小限の 経費でやっていきたいということで、設 計業者の方にお問い合わせする中で、例 えば1階、2階だけ残す方法もあること にはあるんだけれども、しかしそこにお 金を投じるよりも、建築後30年もたっ ている建物を残すよりも、むしろこの際 は一体として建てた方が、今後のことを 考えればいいんではないかという、そう いう判断になりまして、結果として特別 教室等はすべて解体をし、最終的には普 通教室15プラス特別教室3、それと給 食場の新築という形で、当初考えており ました普通教室12、給食場の改築と比 べれば、特別教室7教室分が新たに必要 になったということと、給食場が新たに 改築になったということで、確かに当初 と比べれば、予算額については、一定大 幅にふえておりますが、しかし当初計画 した普通教室10教室の当時の建築単価 と今回建てる普通教室5教室の建築単価 はそれほど変わりはしておりません。

ですから、今回大幅にふえた理由とい たしましては、私どもが詳しく把握して おらなかった建築基準法の改正に伴うも のと、それと既存不適格ということで、 どうしても新たに特別教室なりを建てなければならなかったと、そういう経過がありまして、今回、9月の補正の時点で、そのことを説明させていただく中で、一定委員会で可決していただいたということでございます。

○嶋野委員長 池上課長。

○池上青少年課長 学童保育と、今後の 放課後子どもプランのことについてのご 質問に答えさせていただきます。

それぞれの制度の説明は割愛させていただきまして、先ほど委員がおっしゃいましたとおり、それぞれの目的というのは違っております。もともと文部科学省、また厚生労働省ということで、国からの補助等についても違ってきております。

しかし、今後これを一体的あるいは連携して取り組んでいくというのが国から 出された一定の指針でございます。

私どももやはり、これも委員おっしゃられましたけれども、本当に学童保育に入っている1年生から3年生までの児童だけの安全対策を考えていればいいのかということでは当然ございません。あるいは放課後、子どもをどうしていくのか。みんなが伸び伸びと遊べるようにするにはどうしたらいいのかというのを考えていく必要があるということです。

この中で、わくわく広場というのを週 1回やっておりますけれども、先日お答 えさせていただきましたけれども、いろ んな問題があります。いろんな問題があ りますけれども、やはりこの中で子ども たちにいろんな経験をさせてあげたいと。 また学童保育に入っている子もその中で 一緒にほかの子たちと経験できることも たくさんあろうかと思います。

今後、どういう形になるのかわかりませんけれども、また国の方から、また府の方からも詳細というのはきちっとはま

だ出ておりませんので、これからいろんなことを研修しながら、両事業をどうあるべきなのか。またどうのからな連携の仕方があるのかというのを関係課、またこれを進めていらのがはなければできません。ですから、子どもことを言っては地域コミで大きなことを言っては地域はないまですけれども、本当にいて、いろんな方のご意見を聞きながら、今後、制度をどういうものがいいのか、考えて進めてまいりたいと思っております。
○嶋野委員長大路参事。

○鴨野安貝茂 八昭沙尹。 ○十敗数斉総務郊宏東 それつ

○大路教育総務部参事 それでは、幾つ か学校教育にかかわるご質問にお答えし たいと思います。

まず、特別支援教育についてでございますが、特別支援教育につきましては、 先ほどありましたように、LD、ADH D、高機能自閉症と特別な教育の受動の ある児童・生徒等について教育的な支援 体制の整備と教職員や保護者への理解、 啓発を図っているところでございます。

具体的には、学校の方でそういうニーズについて発見するための場と教職員の委員会、特別支援教育コーディネーターと申しておりますが、その方を中心とした委員会の組織を既に各学校につくっていただいておるところでございます。

しかし、具体的な人の支援ということは、これは私どもが持っております障害児の介助の事業とは異なる事業でございますので、現在は基本的には各学校での委員会と各学校の職員スタッフでもってその擁する児童、お子さんについての支援に取り組んでいただいているところでございます。

一部今後のことといたしましては、さ

らに小学校1年生等への補助の教員等含めて、可能な限り支援等を図るようなことについて、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

続きまして、性教育について、第2中学校の方で実施をされました研修の内容でございますが、これにつきましては、第2中学校はいわゆる「生教育」という「性」ではなくて、「生きる教育」の中に性教育も含めて、すべての人が自分の生、いわゆる生きるということを100%享受できることを目指す教育ということで、性教育も含めて指導に現在取り組んでいただいておるところです。

例えば、摂津市の健康推進課の保健師の立場からの問題提起、それからその中に貝塚五中の先生に来ていただいて研修を持ったところでございます。この内容につきましては、問題提起といたしましては、具塚五中からの提起といたしましては、今申しましたような生きることの教育への視点の内容、それから、中学生・高校生の妊娠・出産の課題、それから3つ目にエイズ教育という形で、その中に含めた形で講演を受けたという報告を聞いておるところでございます。

続きまして、平和教育についてでございます。これにつきましては、私どもの教育方針の中にも生命の尊さ、戦争の惨禍、平和の尊さについて、適切に指導するとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身につけるよう努力するという形で、各学校で修学旅行、また8月6日の登校の教育等、各学校が工夫をされた平和教育に取り組んでいただいていると理解をしております。

さらに、禁煙教育についてでございますが、これは健康教育の中の重要な柱といたしまして、具体的には、警察、保健所等の専門家によります禁煙、それから

飲酒・薬物乱用防止教育というものを開催し、学校だけでなく、そういった関係機関と連携を強化しながら、学校教育全体を通じて、指導計画を作成するようにお願いをしているところでございます。

また、小学校の方でも禁煙教育につきましては、保健室の養護教諭を含めて、 各学年に応じた形で禁煙教育等を実施しているという現実もございます。

- ○嶋野委員長 平松室長。
- ○平松人権教育室長 児童虐待防止についてお答えいたします。

摂津市では、児童虐待防止連絡会、通称キャピセというのをつくりまして、虐待の早期発見、早期対応に努めております。キャピセでは、吹田子ども家庭センター、教育委員会、健康推進課、こども育成課、家庭児童相談室、それらが中心となりまして、虐待の疑いがある、あるいは虐待だと言われるケースについて、話し合って処置を決めていっております。

ですから、もし虐待があるかもしれないという、そういう疑いのある場合も、例えば学校在籍でありましたら、学校へ。それから幼稚園・保育所等でしたら、そちらの方、あるいは家庭児童相談所の方に相談していただければ、すぐにキャピセの方でケース会議を開き、その後の対応を決めて処置をいたしていきます。

○嶋野委員長 川口委員。

〇川口委員 地域こども教室と学童保育の問題ですけれども、本当に摂津でも、全国的な流れと同じように、学童保育が先ほどの報告でも、柳田小学校に統合するというときに、十分いけるであろうという予測だったと思うんですけれども、やはり働く親の状況が変わってきているということもあるでしょうし、住宅開発の問題なんかもあるのではないかなと、そういうふうに思いますけれども、しっ

児童センターが1か所しかありません し、そういう中で、そしたら第2児童セ ンターとか、中学・高校ぐらいに本来な らば児童センターがあれば、そこで過ご すこともできるということもあると思う んですけれども、そういうのもなかなか 計画が見えてこないという中で、地域こ ども教室というのがスタッフの確保とか、 なかなか経費の問題とか、大変になって くると思うんですけれども、やはり地域 の皆さんの力も借りながら、学校施設を 開放して、地域に利用してもらうという、 そういう意味で子どもたちに、居場所を 提供していくということが、それも大事 なことだと思いますので、いろいろ大変 だと思いますが、ノウハウを持っている 学童の指導員さんもおられるし、やはり 同じ子どもを見ていくということもあり ますので、ぜひ頑張って取り組んでいた だきたいと、両立できるように取り組ん でいただきたいということを要望してお きたいと思います。

小学校の統廃合問題の件では、債務負担行為ですので、ことしの予算の中でということなんですが、そのときに、説明

も前回の9月委員会でも聞いていますか らあれなんですけれども、一体どこでわ かったんだということなんですね。去年 12月の委員会のときに、馬場次長が説 明しておられるのは、味舌東小学校につ いては、基本的には10教室プラス特別 教室の必要な部分ということで考えてい るということで、実際には大きな工事費 がかかるから、事前に正確な設計図書を つくっていただく中で、必要最小限の経 費にとどめたい。去年の12月委員会で こういうふうに言ってはるわけですよね。 そういう中で、説明をしてこられて、そ のときに約6億円程度の額で債務負担行 為をやった金額、根拠を聞いたときにそ ういうふうにおっしゃいました。

しかし、柳田小学校の部分でも、この ときに説明されたのは、資料室などに今 転用している教室を、普通教室に改築を するだけの費用で済むと、そういうふう にもおっしゃっていたわけで、資料はそ のときは不用というふうになっていまし たし、そういう中で1億円という数字が 出てきたわけですけれども、さらにほか のいろんなふやさなければならない問題 も出てくるということがあるので、これ からの審査にかかわってくることですか ら、やはり要るものははっきりとちゃん と要るんだと見込んだ中で、後からどん どん出てくるということが、さっきの学 童のホームの建てかえの予測が外れたと いうのはありますけど、予測ではないん ですね。いつ決断をしたのかというのが、 去年の12月ごろの後なのか、3月だっ たのか、そういうことも不明なままで、 今またこの委員会が審査されようとして いるわけですので、大事な予算にかかっ てくる問題でしたので、このことについ て、詳しく把握していなかったとか、既 存不適格であったというのが一体いつわ

かって、どう判断したのか。いつの時点 で。これだけはちょっとはっきりしてい ただきたいんですね。

あとまたあした、現地視察とか、協議会開いていただきますので、説明を受けなければならないのですけれども、前の委員会でやった問題ですので、この点については納得いかないので、きちんとその辺はもう一回お聞きしたいと思います。

LD、ADHDとか、高機能自閉症ということで、今、障害児介助員以外でやっているということなんですけれども、実態的に、ちょっと資料を何も持っていないんですけど、ふえているとは思うんですよね。その辺のところ大体でいいですのでどうだったのか。この事務報告書を見てもちょっとわからないので、それだけ確認をしたいと思います。

それから、子ども虐待防止連絡会との 連携については、ケース会議でやってと か、そういうことなんですが、実際に小 学校や中学校へ行っている子どもで、こ ういう疑いがあるなと、一般市民の人が 認識されたときに、民生委員さんに相談 するとか、そういうのもあると思うんで すけど、学校の校長とかに相談に即行っ ていいんでしょうか。そういう連携があ るのかというのをお聞きしているんです けれども。

やっぱり緊急性を要する部分というのは、これからもまだ残念やけれどもふえてくると思うんですね。そういう点で、やはりこども110番の家とか、そういうのはありますけれども、こういう問題で、一体だれにどう言ったらいいのかわからないというのがあるので、この辺では学校なんかがもっと相談しやすいというか、通報しやすいというか、そういうことになってほしいなと思っておりますので、その辺のところの具体的な緊急の

通報なんかはどうしたらいいのか。その 辺は、どういうふうに対応しておられる のか、答弁お願いします。

それから、教育研究所の中で、カウンセラーとかもおられると、家庭児童相談室にもいてはりますよね。こういう中で、適用指導教室「パル」なんかの方に相談に行かれる方と家庭児童相談室に相談室に相談に行かれる方がいらっしゃいますよね。親御さんで子どもの不登校の問題で、これは両方でどちらでもどうぞという感じになっているのか、なかなか私はパルの方が見えにくいので、つい家庭児童相談室なんかにいろんな相談をすることも多いんですけれども、その辺のところもどうなっているのか、答弁お願いしたいと思います。

あと性教育の問題ですけれども、やっ ぱり命を大切にするという、命を生み出 すことの大切さとか、そういうことが大 切ということで、実際どうなっているの かなと思うんですが、具体的にはあれな んですけれども、行き過ぎた性教育など という、そういうような報道がやられた りする中で、実際には摂津では、望まな い妊娠であるとか、中学生とかのそうい うこともふえてきていると思うんですね。 そういう点で言うと、やはりしっかりと 性教育を生きた教育としてやっていって いただきたいので、男女平等教育の基本 としても、このところをしっかりと押さ えていただきたいなと思っておりますの で、要望しておきたいと思います。

平和教育、禁煙教育についても、また 詳しく具体的にはお聞きしたいと思いま すので、この点もさらに充実していただ くようにお願いしたいと思います。

あと大変申しわけないですけれども、 あともう一点だけなんですが、学校の先 生の早期退職、そういう方もふえてきて いると思うんですね。やはりいろいろ体の問題とか、高齢の問題とかもあると思うんですが、そういう中で、新規採用された先生、職員の方の中でやめていかれる、そういう割合は摂津は高くないのか。その辺はどうなんでしょうか。それをお聞きしたいと思います。

○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 統廃合に関して、数字が変わっているけれども、どの時点でどういうふうになったのかということを時点を追って答弁してほしいということでございましたので、そのあたり整理しながら答弁させていただきたいと思います。

まず、去年の12月に統合の条例と設 計業者にかかる債務負担を上げさせてい ただきました。そのときに、川口委員の 方から、債務負担行為の金額が出ている けれども、それについてどの程度の工事 費を見込んでいるのかというご質問がで なくて、私はその時点では、設計の金額 を債務負担として上げるときに、その を債務負担として上げるときに、その を債務負担として上げるとされどもの内 る工事費なのかということを私どもの内 部の積算がございますので、それでお えしたということですけれども、そうい うことを踏まえて、時点を追ってお答え いたします。

まず平成17年6月に建築基準法の改正がございました。そのときには、その建築基準法の詳しい内容は私どもは把握しておりませんでした。

その次に、平成17年11月に道路の 車線規制が判明いたしまして、そこで初 めて味舌東小学校の特別教室が既存不適 格になるということがわかりました。

それで、そういうことがわかる中で、 平成17年12月に債務負担行為の補正 予算を上げさせていただきました。その ときに、先ほど言いましたように、川口 委員からご質問がございましたので、2, 044万円の債務負担行為を上げたわけ ですが、その2、044万円の設計の債 務負担行為の基礎となる工事費がどれぐ らいであるかというご質問でございまし たので、大体これぐらいの金額をという ことで、そのときに私の方から柳田小学 校につきましては約1億円台の設計の金 額になりますと、味舌東小学校につきま しても約6億円程度になりますというこ とで、これはあくまでも、その設計の金 額の説明のために言った分でございまし て、直接工事費がその金額であるという ことでなくて、あくまでも内部的にそれ ぐらいの予算を上げさせてもらったこと の根拠ということで、ご説明させていた だきました。

ですから、そのときに、私、お答えしておりますのは、当然専門業者に設計していただくので、工事費についてはこれが変わるから、あくまでも参考にお願いしたいということを答弁の中で答えさせていただいております。

それで、その後に、債務負担の補正予算が通りましたので、正式に設計業者と味舌東小学校の設計の契約をし、設計業者と設計協議する中で、平成17年6月の建築基準の改正の内容が設計業者の方からアドバイスがありまして、問題になっております2階以上が連結できない問題になってあるとか、50平米以上、増築できなくて、給食場を新設しなければならない問題とか、そういう問題が債務負担行為を組んだ後の設計業者との正式協議の中で、その平成17年6月の建築基準法の改正の詳しい内容が私どもに示されたということでございます。

その内容は、非常に技術的なことでご

ざいますので、私どもはあくまでもそう いうことも知り得るために専門のコンサ ルタント業者に委託契約しておりますの で、その中でわかり得た範囲のことを設 計業者と協議しながら、例えば道路車線 規制につきましても、建築基準法をクリ アすれば、どういった工法があるのか、 残す方法があるのかないのか、そういう ことも含めて、設計協議の中で、種々協 議する中で最終的には先ほど申し上げま したように、あえてそこに特別教室を残 すよりも、今後のことを考えれば、普通 教室と一体になって、建設した方が学校 の教育環境については望ましいという判 断をさせていただきまして、平成18年 9月の補正予算で盛り込ませていただい たと。

ですから、建設工事費で9億円ほどになっておりますが、これが最終的に確定いたしましたのは、設計図書ができる8月の時点まで正確な数字は決まっておらなかったということでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○嶋野委員長 平松室長。
- ○平松人権教育室長 児童虐待の防止に ついて、再度お答えします。

民生児童委員協議会ですけれども、虐待防止連絡会の構成団体となっております。ですから民生児童委員さんが、そういう疑いを持たれた場合、小学校あるいは中学校、そこに相談していただければ結構かと思います。

また、緊急性がある場合は、一応、吹田子ども家庭センターの方に連絡をいただいております。また、大阪府の方では、24時間対応の電話相談を設けておりますので、そちらの方に連絡をしていただければ、24時間いつでも対応をできるようになっております。

それから、そういう例えば電話相談と

かにつきましては、学校の方、小学校5、6年生と中学生全員に、そういう相談機関等の連絡先を書いたカードを、先月すべて配付しております。そういう対応の仕方を行っております。

- ○嶋野委員長 大路参事。
- ○大路教育総務部参事 特別支援教育に かかわりまして、2回目の答弁をさせて いただきます。

いわゆるLD、ADHD、高機能自閉 症等、軽度発達障害という形でお話をさ せていただきますと、その児童・生徒と いうのは確実に増加をしているという認 識を持っております。しかし、この軽度 発達障害のお子様の場合は、いわゆる通 常の学級でも指導が可能であるかどうか ということがポイントになりますので、 通常の学級の在籍のお子様につきまして は、各学校の校内委員会等を含めて、学 校での対応を考えているところでござい ます。

しかし、そういった軽度発達障害のお子さんも養護学級に在籍をされるというケースもふえてきております。これは、私どもの市だけではなく、府下的に養護学級の数が増加しているということからも、その傾向が伺えるというふうに認識をしております。

- ○嶋野委員長 前馬参事。
- ○前馬学校教育課参事 新規採用教職員 の退職者数の状況でございますが、今年 度、本市の新規採用の教職員は27名で ございます。ここ数年、各年度10名を 超える人数の新規採用の教職員がおりますが、この5年間をとりましても、1名 が結婚等による他府県への異動ということで、一たん退職をして他府県を受験し直すというようなことがございましたが、そのほかにおきましては、本市では退職者はございません。

- ○嶋野委員長 山本所長。
- ○山本教育研究所長 先ほど相談の件で、教育研究所か吹田子ども家庭センターか、どちらにしていいかわからないという点の件でございますけれども、基本的には、教育問題等で学校現場で起こった、あるいは家庭で起こったという場合は、教育研究所へ連絡していただければ結構でございます。

内容によりましては、難しい事案とか、 緊急性を要する事案とか、あるいはいじ めなど重たい事案につきましては、先ほ どありましたキャピセ等に、家庭児童相 談室等も連携をとっておりますので、そ ちらとも教育研究所が連絡する場合もご ざいますが、そういった事案につきまし ては、家庭児童相談室の方に連絡してい ただいても結構でございます。

- ○嶋野委員長 川口委員。
- ○川口委員 統廃合の問題にかかわる問 題です。先ほどから、いつ決断したのか と聞いているんですね。債務負担行為の 条例、補正予算が去年12月通って、そ の後、実際に設計協議する中で、建築基 準法の問題であるとか、いろんなことが わかってきたと。専門のコンサルタント に頼んでということで、最終わかったの は8月ということですけど、いつ決断し たのかと聞いているんです。3月、6月 議会でも報告する機会はあったでしょう ということを言っているんです。いつの 時点で、それを決めるわけですか。その 説明では、絶対納得できないですよ。特 別教室等を改築をして残して使うのと、 解体を決断するというのと、8月の段階 で決断するということではないと思いま すよ。そういう報告をしないままで来て いるということに納得いかない。1つは そういうことです。

そういうことで数字が柳田小学校にし

ても、当初のおっしゃっていた金額とは またすぐ変わるんですよね。すぐ変わる んです、数字が。そういう不誠実な対応 をしているということを認識していただ きたいんです。去年の条例を決める時点 でも、PTAや地元の皆さんの大変な不 信がある中で、やはり条例を通してきた わけでしょう。そういう中で、このよう にどんどんと中身が変わるという。大事 な問題です。子どもたちが通う学校施設 ですから、やっぱり安全であってほしい し、快適に過ごしてほしいと私も思いま す。だけど、こんな大きな数字が債務負 担行為が通った後で、8月までの間にい つの時点で決断したのか。そのことを聞 いているんです。全然明らかになってい ないです。そんな8月のぎりぎりの時点 で決断するはずないんです。こんな大事 な問題でね。大幅な改築ですし、増築で すし。ちゃんと説明責任果たしてくださ · 6 1

軽度発達障害や、LD、ADHDの子どもたちが確実に増加している。これは摂津だけの問題ではないとは思います。ただ、先生が学校のクラスの運営をする中で、やはり補助の先生とか、そういうのは本当に十分にいけるのか。大規模にこれからなっていくわけで、そうなっただけまた大変さも出てくると思うんですね。養護学級の数もふえていくと。ということは教室もふやさなければならないという問題も出てくるのではないかなと思います。

ただ、地域の学校に通うという選択をする親御さんの方が多いと思うので、そういう中で親御さんのケアも必要になっていますし、本当に先生たち私は大変だと思っているんです。そういう中で、やはり養護学級の充実と、それから私がずっと気になっています障害児介助員の、全

然ふえないんです、この人数も。ずっと同じ人数のままで給与もほとんど同じような状態のままでいいのかなとずっと思っております。このことについても今後充実していただくように要望しておきたいと思います。

子どもへの虐待の連携について、今ご 説明ありましたけれども、そういうネッ トワークがつくられるというのは大事だ と思うんです。ただ、やはり身近な学校 の教頭先生であるとか、担任であるとか、 そういう人に連絡をするのが私はすごく 早いんではないかなと思っているんです けれども、一市民がしたらだめなんです かね。相談を受けた一市民の方が校長や 教頭とかに相談をかけにいかれるという のはだめなんでしょうか。やっぱり民生 委員さんに相談をしてということになっ ているのか。緊急性を要する場合ももち ろんこれからもあると思います。そうい う点で、摂津では、悲しい事故が起こら ないように、事件が起こらないようにと いうことで、この辺のところは24時間 対応のカードを子どもたちに持って帰ら せたということなんですけれども、そう いった子ども家庭センターなどもありま すけれども、やはり身近な学校の先生に 相談をすることで、先生方もいろいろ家 を訪問していただいたり、やっているの も実際にはお聞きをしておりますが、そ の機能していただきたい。キャピセがもっ としっかり機能していただきたいと思い ますし、緊急対応できるように、摂津に は家庭児童相談室という施設があります ので、そういうのも有効に使っていただ くように、連携をとれるようにお願いし たいと思います。

先生の退職の問題ですが、だんだん定 年になる方がふえていくということで、 若い先生が採用になっていくということ はいいことだと思うんですけれども、やはりいろんなメンタルとか、身体的な部分とか、そういう点で、やはり病気になることのないように、ぜひこういう点でもいろいろな相談活動などにも学校教育課がしっかりと回っていただくように要望しておきたいと思います。

○嶋野委員長 川口委員、虐待の件で、 市民が個人的に気づいて学校長に直接相 談するのはだめかというのは、これは質 問でよろしいですか。

平松室長、その点お答えください。 ○平松人権教育室長 その問題につきましては、もちろん市民の方が学校の方に行っていただければ、もちろん結構ですし、ありがたいことだと思っております。 ○嶋野委員長 馬場次長。

○馬場教育総務部次長 特別教室を建て るなり、そういうのがいつの時点で、ど ういうふうになって決まったのかという ことで、答弁が不足しているということ でございますけれども、去年の12月に 債務負担でご説明したのと、次の議会が 3月にございました。その委員会の中で、 ご質問ございましたので、その時点で、 今現在コンサルタントの方からは建築基 準法に伴う道路車線規制に係る部分の施 設が一部あるということで、その施設の 現状について建築基準法をクリアすれば、 どういった工法があるのか、またそれに 伴って、どういった増改築をするにつき まして協議しておりますということで、 3月の時点では、まだ具体の提案を私ど も受けておりませんでした。そのことを 私の方は知り得たことを委員会の答弁と して記録に残させていただいたわけでご ざいます。

その後、新年度に入りまして、協議してまいりましたけれども、ちょっとその間、委員会、私ども協議会をということ

も念頭になくて申しわけないんですが、 記録として残っておりませんので、今現 在、じゃあいつにどういう判断をしたの かと言われると、ちょっと目にちは正確 にはお答え申し上げられないのですが、 いずれにしても、新年度に入って先ほど 言いました委員会の答弁と私どもがコン サルタント業者にお願いしたいろんな工 法の提案がございました。そういった中 で、最終的に9月議会に間に合わせるべ く、最終的に7月の時点でこういった工 法でいこうということの中で、予算を財 政方に要求して、その中でこの形が決まっ たということでございますので、具体に 決まったのは新年度に入ってからという ことでございます。

- ○嶋野委員長 川口委員。
- ○川口委員 3月議会でももちろん質問 していましたし、あれなんですけれども、 今ようやく7月ごろにそういう方法を決 断をしたということなんですけど、大変 重要な変更なんですね。さっきの柳田小 学校の学童のホームの建てかえどころの 問題じゃないんですね。比較するのもな んですけれども。3月に具体な提案を受 けておりませんでしたとか、人ごとのよ うにおっしゃいますけれども、こちらが こうするということでやっていて、いろ いろ建築基準法の問題とか、そういうの が出てきているわけで、全くこのやり方 は不透明ですし、委員会に対してやはり 不誠実きわまりない態度だと思っており ますので、この7月ごろにこういう方法 でいきたいといった時点で、やはり大幅 に変更するというのも見込めたわけです から、せめて正副委員長とか、そういう ところに報告ぐらいはあってよかったの ではないかと。そういうふうにも思って おりますので、全くこのやり方について は納得できません。

また、今後はしっかりと質疑できるようにやっていきたいと思います。

- ○嶋野委員長 石橋委員。
- ○石橋委員 報告を受けたのは、ちょっと違うんちがいますか。私が聞いた限りでは、3日ぐらい前にわかりましたという報告受けたんですよ。7月にわかっていたんやったら、何で3日前という発言があったのかな。

(「議事進行」と山本善信委員呼ぶ) ○嶋野委員長 山本善信委員。

- 〇山本善信委員 今の答弁と委員の間でも認識が違いますから、もう少し調整していただけませんか。しっかりそちらの方との間でかみ合うようにして答弁していただきたいと、まとまらないと思います。
- ○嶋野委員長 暫時休憩します。 (午後2時48分 休憩) (午後2時56分 再開)
- ○嶋野委員長 再開します。補足答弁いただきます。馬場次長。
- ○馬場教育総務部次長 最終的に、この 工事の内容がいつ決まったのかというこ とでございますが、それにつきましては、 当然教育委員会は予算権ございませんの で、市長の方に調整させていただくわけ でございます。市長の方の予算査定がこ の9月議会の場合は、8月25日にござ いましたので、その8月25日に学校の 設置者としての市長が予算の提出を決定 したということでございます。
- ○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。 暫時休憩します。

(午後2時57分 休憩) (午後3時 1分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 討論なしと認め、採決します。

認定第1号所管分について、認定する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 賛成多数。

よって、本件は認定すべきものと決定 しました。

以上で、本委員会を閉会します。 (午後3時2分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により 署名する。

文教常任委員長 嶋野浩一朗

文教常任委員 川口純子